

「月刊フェスク」528号 令和7年9月25日発行（毎月1回25日発行）

ISSN 1343-5116

消防・防災関係者のための最新情報誌

月刊フェスク

Fire Equipment & Safety Center of Japan

10
2025

一般財団法人
日本消防設備安全センター



特別寄稿

災害予言という「うわさ」

消防庁のうごき

消防用設備に係る規格省令等の改正について

表紙に寄せて

撮影地：長野県北佐久郡
撮影・文：清水正仁

パン屋さんから浅間山

浅間山。長野県と群馬県に跨る言わずと知れた日本屈指の活火山である。標高は二五八メートル。長い裾野は優美さを強調するが、山頂からは噴煙も観察でき、荒々しさも垣間見ることが出来る。全く油断のならないお山である。過去には何度も大災害をもたらし、悲しい歴史や物語もたくさんある。それでも人々はこの山との共存を選んできた。大災害は一瞬にして人々の生活を破壊してしまいが、長い目で見ると自然から受ける恩恵も計り知れない。うまく付き合っていくしかないのが現状だが、情報技術や科学が発達した今、皆が正しい知識を持ち、今後の被害が少なくなることを切に願うばかりである。冒頭から締めのような文章になってしまったが、とある歴史資料館でにわかに勉強してしまったゆえである。

さてそんなにわか知識を得たうえで、あらためて浅間山を眺めてみる。秋の夕陽に照らされた神々しい姿は、過去の災害など考えもおよばないほど、穏やかで静かである。いつまでも眺めていられるほど美しく畏敬すら感じられる。そんな想いを胸に撮影を展開すると、いろんなパリエーションの画を思い描けるようになるので面白いものである。知らないで撮影する

のと、知って撮影するのではモチベーションも大いに異なるものとなる。撮影時にたまたま見つけた木の机と椅子。これらを平和の象徴と捉え、悲喜こもごも歴史ある浅間山との共存を表現してみたのが表紙の一枚となった。

写真を撮り終えて一息つく、あたりにいい匂いが立ち込めていることに気付いた。じつはこは長野では有名なベーカリーの裏庭なのである。写真のベンチもパン屋さんのもので、パンを購入した後、浅間山を眺めながらここでパンとコーヒーを頂いた。こんな時間かとても贅沢で楽しい。ちなみにこのパン屋さんは長野県北佐久郡御代田にあり、ベーカリー・御代田ですぐ検索できるので興味のある方にはおすすめしたい。

周辺に目を転じると、こは軽井沢のお隣なので、名所もたくさんある。写真の白糸の滝や紅葉の雲場池は人が造り自然が育んでできた共存の上に成り立つ風景である。ここにも様々な歴史とドラマがあるのだが、事前に情報を検索して現地入りし、先人たちの気持ちに想いを馳せることは、歳を重ね、経験値だけで物事を判断してしまう自分への戒めともなり大事にしていきたい習慣でもある。



(上)秋彩・雲場池
(左上)活火山！浅間 (左下)秀麗なる白糸の滝



ガス消火設備点検のマストアイテム!

これからの
液面計は
超音波!!

PUSH

詳しくはコチラから



軽量・コンパクト!

放射線不使用で
届出不要!

安全で取扱いも簡単!



消防設備士 受験直前対策

好評
販売中



■B5判 328頁
■定価 3,710円(税込)



■B5判 184頁
■定価 1,750円(税込)



■B5判 152頁
■定価 2,390円(税込)

消防予防業務の今すぐ「知りたい」がここにある！

査察業務をゼロから知りたい、勉強し直したい方はコチラ！

見てわかる！ ささつの本 自信を持って現場へGO！

福岡市消防局 編著

◆B5判／352頁 ◆定価2,970円（本体2,700円＋税10%）

- ☆「そもそも立入検査ってどこに行くの？」という疑問にも丁寧に回答！アポイントの取り方や名刺交換等、具体的に解説。
- ☆「法のからくり」や「トラブル事例集」等、事前に知っておくべき内容も登載。



火災報告で迷っている方はコチラ！

令和7年版 火災報告取扱要領 ハンドブック

防災行政研究会 編

◆B5判／464頁 ◆定価3,190円（本体2,900円＋税10%） 内容現在 令和7年2月1日

- ☆「火災報告取扱要領の解説」は、事例も豊富に盛り込み、分かりやすく解説！
- ☆重要項目に解説・参考条文付き。



設備基準について知りたい方はコチラ！

12訂版 消防・建築設備早見帖

消防法規研究会 編集 内容現在 令和6年12月1日

◆ポケット判／248頁 ◆ビニールクロス装 ◆定価1,980円（本体1,800円＋税10%）

- ☆消防・建築防災設備の設置又は措置について、消防法関係及び建築基準法関係の両面から一目で分かるよう編集した使いやすいポケット判！
- ☆【消防法関係】消防法施行令第8条区画について改正（R6.1.17政令第7号）。
- ☆【建築基準法関係】特定主要構造部、建築副主事について改正（R4.6.17法律第69号、R5.6.16法律第58号）。



東京法令出版株式会社

東京法令出版公式X
(旧Twitter)アカウント

@tokyo_horei

お申込みは
こちらから

インターネットでお申込み

<https://www.tokyo-horei.co.jp/>

(最新情報等もホームページをご覧ください。)

お電話でお申込み

0120-338-272

(携帯電話からもお申込みできます。)

FAXでお申込み

0120-338-923

月刊 フェスタ

10
2025
(528号)

目次

特別寄稿

- 2 **災害予言という「うわさ」**
..... 東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター長・教授 関谷直也

安全センターのうごき

- 9 **令和8年度 消防防災研究助成金交付事業の応募要領**
..... 一般財団法人日本消防設備安全センター企画研究部

消防庁のうごき

- 10 **消防用設備に係る規格省令等の改正について**
..... 消防庁予防課
- 12 **「火災予防分野における技術カタログ」の更新について**
..... 消防庁予防課設備係 新田知浩

視点

- 14 **最大の防災は「関係人口」都市と地方 人のつながり**
..... 産経新聞東京本社地方部編集委員 徳光一輝

エッセイ

- 20 **消防団長として戦った大規模林野火災と復興への想い**
..... 大船渡市消防団 消防団長 大田昌広

消防行政情報 [第9回] 予防業務優良事例表彰

- 24 **火災原因調査を警防活動へ生かす取組**
..... 印西地区消防組合消防本部
- 29 **広げよう! 防火の輪〈将来の保育者と予防広報〉**
..... 岡山市消防局

違反是正

- 32 **消防法第5条第1項に基づく火災予防措置命令
唯一の屋内階段を閉鎖した非特定防火対象物の違反是正**
..... 広島市消防局予防課違反是正係 主任 松田光雄

防災見聞録

- 38 **「もしも」に備える 横浜の防災体験スポット**
..... 横浜市消防局 予防部 横浜市民防災センター 長谷川萌里

避難器具マシマシで行こう

- 42 **すべり台…最強の避難器具…かも** 三田村二郎

海外の消防

- 44 **韓国訪問記(後編)** 海外消防情報センター

- 50 **トピックス** 令和7年度 配付モデル事業における実施地区等の決定について
..... 一般社団法人全国消防機器協会

- 49 **伝言板** 違反是正講演等動画配信事業(オンデマンド配信)
..... 主催:一般財団法人日本消防設備安全センター/後援:全国消防長会

- 52 令和7年度 消防用設備等講演会(オンデマンド配信)
..... 主催:一般財団法人日本消防設備安全センター/後援:全国消防長会

- 53 「ハロン消火剤と予防行政に関する研修会 2025」開催のご案内
..... 特定非営利活動法人消防環境ネットワーク

- 表紙に寄せて “パン屋さんから浅間山” 清水正仁

災害予言という うわさ

特別
寄稿



新潟県出身。専門は災害情報論、社会心理学。博士（社会情報学）。東日本大震災・原子力災害伝承館上級研究員。福島大学食農学類客員教授。主著『災害情報』（東京大学出版会）、『風評被害』（光文社）、『災害の社会心理』（KKベストセラーズなど）

東京大学大学院情報学環総合
防災情報研究センター長・教授
関谷直也

『私が見た未来』と破局予言

漫画家たつき諒の夢日記を素材にした作品『私が見た未来』が数年前からYouTube上で話題になっていた。この書籍は、1999年7月、ノストラダムスの大予言が話題になっていたときに出版されたものである。この表紙に「大災害は2011年3月」と書いてあり、東日本大震災を予知したとして事後に注目された。その後、2021年10月に発売された『私が見た未来 完全版』では、「2025年7月」の夢の解説が加わった。

これが2025年の春になって、「2025年7月に大災害が日本を襲う」という形で根拠のないうわさとして、日本や近隣諸国のSNSで拡散し、話題となった。いつの間にかその予知夢を見たという「午前4時18分」までもが大災害の発生時刻とされ拡がっていった。

だが、それらは多くの人から本気で信じられていたわけではない。それらは、閉塞感ある現代において、ある意味、会話の潤滑油として消費されたのである。

人の集まるところで拡まる楽しみとしてのうわさ、類似の繰り返されるうわさ、すなわち『都市伝説』としての側面を破局予言は持っている。

2025年7月破局予言の背景

この破局予言が拡まった理由は4つある。

第一に、国を越えてネットで拡散したことである。香港・台湾という中国語圏で拡散し、それが逆輸入される形で拡がった。目に見える形で国境、言語を越えて拡がり、ニュースになるほど話題となった破局予言は初めてといえよう。香港では有名な風水師が「6～8月は日本で災害が起こる」と予言し、それを台湾のインフルエンサーが紹介したことで、香港や台湾などアジア圏を中心にYouTubeやTikTokなどで一気に拡散した。

第二に、偶然にも取りまとめられた3月末の政府の災害関係の報告書類である。

『南海トラフ巨大地震対策検討ワーキング



2011年3月東日本大震災／写真：大槌町震災アーカイブ「つむぎ」

グループ報告書』が予定より遅れて取りまとめられた。そして富士山噴火を想定した『首都圏における広域降灰対策ガイドライン』がこれも数年間の様々な議論を経て公表された。気象庁ではそれを受け、火山灰警報が制度化されることになった。このニュースは国内はもとより、NHKの国際放送やネットを通じて、海外にも伝わった。

第三に、在日本中国大使館によるホームページでの呼びかけである。在日本中国大使館は南海トラフの被害想定を踏まえて、4月14日、滞在者に日本での地震発生リスクに関する注意喚起を行い、備蓄や避難所の確認、日本への旅行や留学については慎重に計画し、不動産の購入は慎重に選択するように注意喚起を行った。

第四に、インバウンド需要の増加である。たまたま香港のLCCグレーターベイ航空が2024年あたりから徳島、鳥取、仙台への定期便を

就航させたが、これがインバウンド閑散期の5月、6月に減便した。香港航空も札幌、名古屋、福岡便を増やしてきたが同時期に減便した。だが、2025年の訪日観光客数は4月でも2024年を大きく上回るペースで増加しており、大都市圏を中心に海外からの外国人観光客が大々的に減っているわけでもない。減便は、競争激化の結果の過剰供給後の調整か、うわさの影響かは不明である。

この減便が日本に来ている観光客のインタビューを基に、たつき諒や予言の影響だとNHK、新聞、情報番組などで取り上げられ、「うわさの影響」が事実化していったのである。

「うわさ」は公的な情報でも止められない

この2025年7月のうわさについて、気象庁の野村竜一長官は6月13日の記者会見で、現代の科学的知見では日時と場所を特定する地震の予知は不可能なため「デマである」との見

解を示したうえで、「そのような情報で心配する必要はない」と呼び掛けた。またNHKを始め、様々なメディアでこの予言が取り上げられ、かつその際、必ず否定され、注意喚起がなされた。

それでも、この「うわさ」は収束しなかったところがポイントである。「うわさ」、誤った情報は気象庁やNHKなどの公的機関が否定しても、収まらないという極めて重要な知見が得られた。

実際に発生した災害と「予言」

たつき諒は書籍で「2025年7月に日本を襲う大津波」「日本とフィリピンの間あたりの海底がボコンと破裂（噴火）」「太平洋周辺の国に大津波が押し寄せました」と言っている。

そして7月前後は太平洋岸である程度の規模の地震・火山噴火が発生した。6月後半からトカラ列島の群発地震が活発化して7月3日には最大震度6弱の揺れがあり、悪石島と小宝島からは島外避難が行われた。7月3日に新燃岳は火口縁上5,000mまで噴煙が上昇するなど、7月初めから噴火活動が活発化した。

7月30日には、カムチャツカ半島沖でマグニチュード(M)8.8の巨大地震が発生した。日本に大きな被害はなかったものの、太平洋広域に津波警報・注意報が発表された。

8月1日には、インドネシアのレウォトビ・ラキラキ火山が噴火した。

これらは、たつき諒の予知夢が当たったわけではないが、7月にM8.8の地震が起こり、太平洋に津波が押し寄せ、噴火が起こったのは事実である。

なお「場所、時間、規模などが当たらなければ予知ではない」という予知の定義は、1970年代の東海地震説以降、地震学や災害情報の研究者たちが議論し始めたロジックである。

人々の心理としては、規模として大災害か災害かは極めて主観的なものであろうし、この7月は被害地域でみれば、ある程度はたつき諒の予知夢の指摘の災害が発生したといって

もよいのかもしれない。

「流言」「うわさ」には、根源的に異なる二つの意味がある。

第一に、「口伝えによるコミュニケーション」という意味である。一般に「流言」研究といえば、主に「口伝えによるコミュニケーション」のことである。その社会的背景、心理的背景や、そのコミュニケーションの実態を解明することに主な研究目的がある。

第二に、「真実と確認できない」という意味である。『「うわさ」に過ぎない』『それは『流言だ』』という言明に典型的に現れるものである。この場合は「真実と確認できない」という意味に重点がおかれる。この言明自体には、その「うわさ」「流言」が口伝えによるコミュニケーションとしてどのくらい流布しているか、どう流布していったのか、それが事実として確認されているかどうか、などにはあまり関心はない。だが、一般的な日常用語としてはどちらの意味でもよく使われるため、二つのニュアンスを混同する論考も少なくない。

この後者、災害時において「真実と確認できない」という意味の用法で使われる「うわさ」「流言」として典型的なものが、「災害予知(予測、予想)」、なかでも地震予知である。1978年大規模地震対策特別措置法の制定以来、日本では東海地震のみ、公式に予知を目指とされてきた。だが東日本大震災を経て、現在の科学的知見からは、確度の高い短期の地震の予測は難しいとされている。よって、一般に日時、場所、規模を特定した地震を予知する情報は流言といえる。科学的に証明されていない、「真実と確認できない」と判断されるメッセージが、マスメディアや口伝えのコミュニケーションを媒介として伝わっていけば、「『うわさ』に過ぎない」情報とされるのである。

「うわさ」の分類

ところで「うわさ」とは何か、簡単に整理してみよう。一般に、うわさは、流言(Rumor)、都市伝説(Urban Legend)、ゴシップ(Gossip)、デ

マ (Demagogy)、風評被害 (Bad Reputation) と分類する。都市伝説は、現代において拡がる物語としての、楽しみを目的とするうわさであり、時期によらず、至るところで観察される。ゴシップは身近な人や有名人に関するおしゃべりである。デマは「扇動」と訳される Demagogy に由来し、悪意ある情報を捏造して伝えることである。法律的には、「風説の流布」として処罰されるもので、永田町や兜町で拡がる政治・経済の問題である。

なお、東日本大震災前はあまり流言・デマと並列させることはなかった。だが、東日本大震災においては、政府や東京電力などによる「安全である」「ただちに影響はない」「メルトダウンはしていない」などといった情報発信を、悪意ある虚偽の情報の捏造という意味で「デマ」という言葉で表現する場合も多くなり、流言・デマと並べることが定着しただけで、もともとは異なるものである。

風評被害とは、悪評による経済的な被害のことであるが、「うわさが原因とされる経済被害」と誤解されていることも多く (関谷、2003)、この場合も「うわさ」やその近接領域が問題となっているといえよう。

一方で「流言」とは、一時的で、社会の広範囲に拡がり、社会的な影響 (悪影響) をもたらすものという意味がある。そのため、災害時のうわさは「流言」「災害流言」と記述することが多い。

流言と都市伝説を比較すると、流言の特徴は、①情報を伝え (道具性)、②人によって真偽が問題となり (真偽性)、③評価を含んでおらず、④簡潔で、⑤特殊で、⑥一過性のものである (三隅、1991)、都市伝説はこれらと逆の特徴を持ち、むしろ「話題」の一つとしてエンターテインメント性を有し、時代と場所を越えた共通性を持つものがあり、「おち」(物語性) があるものを指す。

また流言や都市伝説は「相互主観的な日常生活世界」(松田、1993) を表現するといった捉え方もある。うわさは、その流言集団を形

成する人が主観的な事実を伝え、意見や願望を表出するものである。仮に、それらの事実、意見、願望に同意しなくともその流言を聞き伝える時点で「そのように考えている人が多く存在すること」には同意している。すなわち流言とは社会における人々の事実の解釈、意見、社会心理を分析する一つのツールとなりうるのである。

破局予言を『都市伝説』にとらえれば、誰も地球が滅亡することなど望んでいないのだから、エンターテインメント的要素が大きいことが分かる。また多くの人に地震は予知できてほしいという願望がある。予知ができれば多くの人が救えるのだから。

災害時の「うわさ」としての災害予知流言

災害時の「うわさ」については、この数十年の災害社会学的研究の知見を前提とすれば、実際に流布している流言の類型としては、(1) 災害発生前の「災害予知流言」、(2) 災害発生後の「災害再来流言」、(3) 災害発生後の「後予知流言」、(4) 災害発生後の「被害流言」に分けることができる。

ここでは(1)災害発生前の「災害予知流言」をとりあげたい。この予知流言は2種類ある。

一つは、「地球が滅亡する」「大災害が起こる」「隕石がふってくる」などという『破局予言』である。12～13年周期で発生し、主に書籍や週刊誌を元ネタとしてうわさやネット上で拡散されていく。

1974年、大阪府八尾市の新興宗教の教祖が「6月18日の午前8時に全地球的に揺れる」と東京、静岡、名古屋、大阪、神戸でビラ20万枚をばら撒いた。これが週刊誌で報道されることによって、全国的に伝わっていった。

1987年「マザー・エリザベス」が「9月13日に東京で大地震が来る」と述べたのが週刊誌やテレビ放送を通じて下町を中心に拡がった。翌1988年、気象庁元職員相楽正俊氏が9月10日前後に富士山が大爆発するという『富士山大爆発』を徳間書店から刊行した (相楽、

1988)。7月にはワイドショーに出演して、7月24日に埼玉で地震が起こると発表した。

1999年には「1999年7の月、空から恐怖の大王が降ってくる」というノストラダムスの大予言が拡がった。

2012年12月21日は、マヤ暦の長期暦が区切りの日として、一部で終末論的な解釈がなされ、人類滅亡の日として話題となった。

拡まる時期の共通点もなくはない。1974年オイルショック、1987年ブラックマンデー、1999年就職氷河期、2011年東日本大震災の後、そして今回と景気がよくない時期に流言が拡がりやすいという傾向もある。なぜか12～13年に一度、不況など先行きが不透明な時代の社会心理の象徴として拡まるのである。

今一つは、過去の大きな災害を原因とするものである。

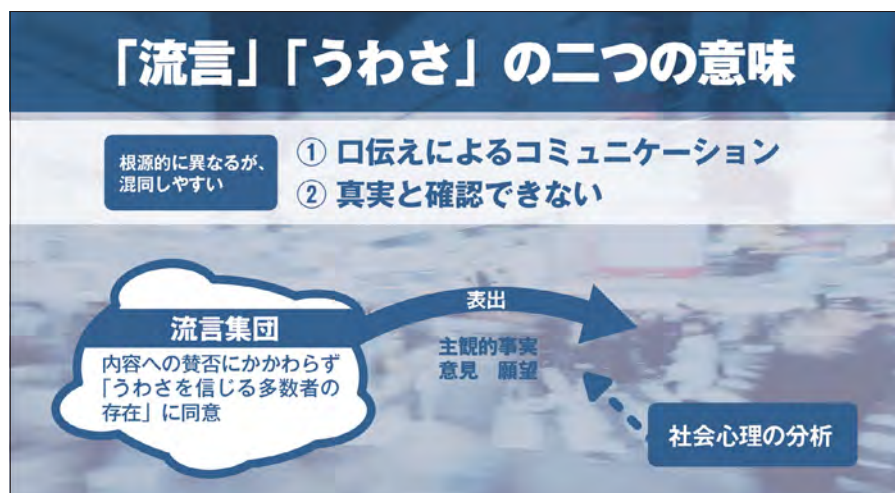
1986年、中国の上海で、5月後半から7月末にかけて地震が起こるという流言が拡まった。また7月には「7月28日に上海で地震が起きる」という流言が拡まった。上海市政府が記者会見を開いて打ち消すなどしたところ、社会経済的影響は小さなものに留まったという(三上、2004)。1976年7月28日中国河北省で、死者24万2,000人、20世紀最大の死者数とされるM7.8の唐山地震が起きている。1986年7月28日はそれからちょうど10年にあたる。

日本では「9月」に地震が起こるという流言が数年おきに流れている(廣井、1988; 平塚、2000)。1979年には9月17日、12月25日に地震が起こるといううわさが流れ、週刊誌でも取り上げられたという。また1983年、1987年にも同様のうわさが流れたという(廣井、1988)。

なお、マスコミ報道を原因とするか、過去の大きな災害を原因とするか、という区別はあまり意味をなさない。9月1日「防災の日」は関東大震災に因んで制定された日であり、この日に全国各地で防災訓練が行われたり、マスコミ各社で特番が組まれたりとメディアの露出も多い時期だからである。

2003年9月には、FM電波を用いた観測から「地震予知」を試みている八ヶ岳南麓天文台の串田嘉男氏が、「9月16日、17日を中心とする前後2日間に東京都・神奈川県を中心とした南関東圏で、M7以上の地震が起こる」という予測を発表した。このときは、2003年9月19日発行の『週刊朝日』など各マスコミも報道したため、多くの人が知ることとなった。

もちろん、これは「予知」であり、流言ではない。しかしながら、現在の科学ではその観測データと地震発生との因果関係についてのメカニズムが科学的に解明されていないため、公式には「真実と確認できない」。ゆえに、これを「予知」とは認めない立場からは「流言」



とされる。いずれにしろ「予知」であれ、「情報」であれ、これを不安に感じ、伝達していく背景は流言と共通する。

これら「災害予知流言」ないしは「災害予知」が伝わっていく過程によって大きな混乱が生じることがあるかといえば、ほとんどない。むしろ、防災行動を促進するといった場合が多く、非常食料、懐中電灯が売れるといった行動が観察される。一方で、人々は自分の予定する行動を取りやめるといった場合もあまりない。この点で「災害予知」「災害予知流言」は、メリットこそあれ、目立ったデメリットは今のところあまりないという立場もある（竹田・中林、2004）。

「災害予知流言」は、地震とは恐ろしいものだから気をつけろという警告を定期的に促しているともいえる。

災害時の「うわさ」への対処法

うわさの対処法はある程度セオリーがある。

第一に、うわさはある程度、パターンが決まっている。まずはこのパターンを理解しておくことが、重要である。災害時にすぐにその情報が本当の情報か流言かは区別がつかないことが多いが、少なくともうわさのパターンを知っておけば、その言説がうわさである可能性に気づくことができる。

第二に、情報の受け手の側で拡散しないことである。荀子の言葉で「流言は智者に止まる」という。賢い人はうわさを拡散しないので、賢い人のところでうわさは止まるという。一人ひとりが心がけること、リテラシーが重要である。

第三に、うわさをコントロールしようと思わないことである。災害対策を念頭に置く者は、うわさは適切な災害対策を混乱させるものであり、暗にうわさをコントロールして流言の発生を防ぐべきという前提に立っている。だが、それは容易ではない。そもそも、うわさとは個々人が伝えたい内容を人に伝えていく社会的なコミュニケーション・プロセスそのもので

ある。平時でもうまくコントロールできていないものを「コントロール」し、「流言の発生を防ぐ」という発想には無理がある。

第四に、ファクトチェックや公的な情報はうわさの抑止にはあまり役に立たないことである（これは今回の破局予言の教訓でもある）。多くの人に誤解があるが、選挙や政治におけるフェイクニュースはファクトチェックが可能であるものの、そもそも災害時には公的機関でさえも被害情報を掴むのが困難である。正確な情報収集によって真実と確認がとれれば、もちろん、うわさは拡まらないが、災害時にはそれができないし、多くの人が情報を信じるができないからうわさが拡まるのである。うわさは拡まるものと考えて対応することが必要である。

とはいえ、ごく稀に、災害直後の流言は混乱した状況を生むような場合もある。2004年のスマトラ沖の地震の余震が2005年に発生したとき、津波流言によって多くの住民が一斉に逃走するという行動が起きている。そして、交通事故などでけが人や死者が発生した（この余震では1人が死亡した）。

伊豆大島噴火の際に、住民の「流言」と考えられる様々な未確認情報（結果として誤情報）に基づき全島避難の意思決定がなされたことから、流言はしばしば行政の意思決定などにも影響を与えてしまうものとして問題視されてきた（東京大学新聞研究所「災害と情報」研究班、1988）。

東日本大震災においては、津波被災者の救助を行っているときに「白波がたった」というあるヘリコプターからの情報が寄せられ、関係機関の中で情報が伝わり、搜索活動が頻繁に中止となるといった状況があったという（総務省消防庁、2013）。意図的ではないにしろ、結果としての「誤情報」が救助を混乱させるというのはよくあることである。

また、過去には、関東大震災の「朝鮮人流言」のような例もある。ケースとしては少なかつたとしても、避けることのできる災難は防ぐべき

であるという発想、関東大震災における朝鮮人虐殺のような悲劇を二度と起こしてはいけないという発想が、災害流言の研究の端緒であり、最終目標なのである。

なお、災害時の流言から人々の心の機微、社会の機微をすくいとることの意義も忘れてはならない。災害の流言や風評を契機とした研究は、被災地域の想いや苦悩などへの正面からの対峙であり、平時には看過されがちな微細な心の機微、社会の機微に近づく方策の一つでもある。

人々の社会心理は「うわさ」という形で具現化し、伝達する。災害前の予知流言、災害後の災害再来流言（余震やダム決壊などのうわさ）などは、災害を不安視する人々の感情を表現するものにほかならない。うわさを分析することは、その時々社会、コミュニケーションの様態を分析する視座を持つとともに、人々の深層にある共通する社会心理、「不安」「怒り」「心配」などをダイナミックな形で掘り起こしていくことになる。

おわりに

そもそも、日本では、いつ、どこで地震が起きてもおかしくないと政府は広報している。

現在、日本で最大約29万8,000人が亡くなるとされ、最も被害をもたらすとされる南海トラ

フ地震についても基本的には「いつ起きてもおかしくない」とされる。確率的には1週間で0.1%程度である。

想定震源域内及び想定震源域の海溝軸外側50km程度においてモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価された場合、そこから1週間の間「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発出される。0.4%の確率で地震が起こるかもしれないので注意しろという。0.1%の確率に戻っても、「いつ地震が発生してもおかしくない」という。

地震はいつ起きるか分からない。ゆえに「予言なので信じるな」「地震予知はできない」といって無視することも適切ではない。そして、もし仮に大規模な地震が起こったとしても「予言が当たったわけではない」ということに過ぎない。

世界中で戦争が起き、米騒動という信じられないようなことが起きている現代で「予言」「うわさ」を悪者にして揶揄するのも野暮である。我々は淡々と南海トラフ巨大地震、首都直下地震、想定しえない大災害に対する備えを続けるのみである。

【注釈】本論は、拙書『災害情報』（関谷、2021）を下敷きとし、破局予言、予知流言に焦点を絞り論じた。災害流言全般について知りたい方はそちらを参照されたい。

【参考文献】

- ・相良正俊(1988) 富士山大爆発——運命の1983年9月×日! (トクマブックス), 徳間書店。
- ・清水幾太郎(1937) 流言蜚語, 日本評論社。
- ・関谷直也(2003) 「風評被害」の社会心理——「風評被害」の実態とそのメカニズム, 災害情報1, 日本災害情報学会, 78-89。
- ・関谷直也(2011) 風評被害—そのメカニズムを考える(光文社新書), 光文社。
- ・関谷直也(2021) 災害情報—東日本大震災からの教訓, 東京大学出版会。
- ・総務省消防庁(2013) 東日本大震災における津波災害に対する 消防活動のあり方について(東日本大震災における津波災害に対する消防活動のあり方研究会報告書) https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/tuchi2502/pdf/250219_houkokusho.pdf
- ・竹田宜人・中林一樹(2004) 地震予知情報に対する市民の意識について, 災害情報2, 日本災害情報学会, 120-123。
- ・東京大学新聞研究所「災害と情報」研究班(1988) 1986 年伊豆大島噴火における災害情報の伝達と住民の対応, 東京大学大学院情報学環(旧東京大学新聞研究所・社会情報研究所)「災害と情報」研究会, 災害情報調査研究報告書22。
- ・平塚千尋(2000) 災害情報とメディア, リベルタ出版。
- ・廣井脩(1988) うわさと誤報の社会心理, NHK ブックス。
- ・廣井脩(2001) 流言とデマの社会学(文春新書), 文藝春秋。
- ・松田美佐(1993) 噂研究から噂を通じた研究へ, マス・コミュニケーション研究43, 日本マス・コミュニケーション学会, 132-145。
- ・三上俊治(2004) 災害情報と流言, 廣井脩編著, 災害情報と社会心理, 北樹出版, 35-54。
- ・三隅讓二(1991) 都市伝説——流言としての一考察, 社会学評論42(1), 17-31。



令和8年度 消防防災研究助成金交付事業の 応募要領

一般財団法人日本消防設備安全センター企画研究部

一般財団法人日本消防設備安全センターが募集する消防防災研究助成金交付要綱の規定に基づく競争的研究等助成（応募されたテーマの中から、審査委員による技術的な観点を中心とした審査に基づいてテーマを採択する助成）への応募要領は次のとおりです。

1 助成金事業の対象

公益的観点から行われる次に掲げるテーマ区分による研究・開発において製品開発などその成果が期待できる計画のうち、社会の安全性向上に寄与することが具体的に見込まれるものを助成応募の対象としています。

ただし、他の団体又は企業等から助成金等の授与を受けているものは、助成応募の対象から除外します。

(1) テーマ設定型

- ア 住宅又は小規模社会福祉施設の防火に寄与する消防防災用設備等の機器に関するもの
- イ 消防用設備等に係る点検の効率化等に資する技術又は経年劣化に対応する技術に関するもの
- ウ 情報通信技術を活用した消防防災用設備等に関するもの
- エ 消防防災用設備等の分野において社会課題・環境課題に対応した製品開発に関するもの

(2) テーマ自由型

消防防災用設備等の分野において有効活用できる設備・機器等で実用化できるもの

2 研究等の実施期間

研究等の実施期間は次の区分とし、研究等の期間が2年間の場合については、年度ごとの審査により交付対象事業の継続を決定するものとします。

- (1) 1年間
- (2) 2年間

3 助成金の額

助成金の総額は次のとおりです。審査結果に応じ、助成額を決定します。

- (1) テーマ設定型は、1,200万円

- (2) テーマ自由型は、800万円

なお、応募者は同時に2件以上の応募はできないこととします。

4 応募者

法人若しくは法人で構成される団体又はグループで、消防防災に関する研究等の事業に積極的に取り組もうとする者としてします。

5 申請受付期間

令和7年10月1日(水)から12月19日(金)まで

6 応募方法

「消防防災研究助成申請書（別記様式第1号）」に研究テーマに係る目的、概要及び必要な事項を記載し、関係する図書を添付して前記の受付期間中に郵送（期間内消印有効）及びEメールにより提出してください。

申請に不備のあるものは受付できませんので、必ず消防防災研究助成金交付要綱を確認してください。

7 連絡先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16
日本消防会館10階
一般財団法人日本消防設備安全センター
（企画研究部）三枝、瀬上、相川
電話 03-5422-1492 FAX 03-5422-1584
Eメール kikaku10@fesc.or.jp

8 審査方法及び通知

安全センターで事前に申請書類の確認等をしたうえで、要件を満たすものについて審査委員会で審査を行い、その結果を踏まえて安全センター理事長が決定し、応募者に結果を通知します。

また、採用された応募者名等は、一般財団法人日本消防設備安全センターのホームページ及び月刊フェスクで公表します。



消防用設備に係る規格省令等の改正について

消防庁予防課

●はじめに

一定の消防の用に供する機械器具又は設備（以下「消防の用に供する機械器具等」という。）については、消防法（昭和23年法律第186号）第21条の2及び第21条の16の2の規定に基づき、当該各条の規定による表示が付されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列してはならず、また、その設置、変更又は修理の請負に係る工事に使用してはならないこととされている。

本改正では、これまで新たに開発された消防の用に供する機械器具等について、その設置にあたり適用してきた基準の特例を要しないよう

にする等の整備を行うため、スプリンクラーヘッド規格省令、規則、動力消防ポンプ規格省令、ホース規格省令及び結合金具規格省令について、所要の改正を行った。

また、本改正では、リチウムイオン蓄電池設備を常用・非常用兼用として設置することができるよう、蓄電池設備の基準及び消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式について、所要の改正を行った。

本稿では、これらの省令等を改正するに至った背景や改正内容について紹介する。

【本稿で使用する用語の定義】

令	消防法施行令（昭和36年政令第37号）
規則	消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）
スプリンクラーヘッド規格省令	閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第2号）
動力消防ポンプ規格省令	動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）
ホース規格省令	消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第22号）
結合金具規格省令	消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）
蓄電池設備の基準	蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第2号）
点検基準及び点検票様式	消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和50年消防庁告示第14号）

●改正の内容

(1)スプリンクラーヘッド規格省令

①先進事例の一般化

スプリンクラーヘッド規格省令第16条の規定に基づき、基準の特例で承認してきた以下の先進事例について、今般、一般化してきたことを踏まえ、規定の整備を行った（スプリンクラーヘッド規格省令第3条の2及び第14条関係）。

- ・有効散水半径が2.8mの閉鎖型スプリンクラーヘッド
- ・カバーを装着した閉鎖型スプリンクラーヘッド

②国際規格との整合化

国際標準化機構の規格との整合化を図るため、以下の事項について、所要の規定の整備を行った（スプリンクラーヘッド規格省令第5条の

2 及び第15条関係)。

- ・標示温度の表示を既定色に限らず、数字等で表示する方法も採用
- ・閉鎖型スプリンクラーヘッドの耐食性向上のため、表面部分にワックスをコーティングする場合の規定を整備

(2)規則

前(1)の有効散水半径が2.8mの閉鎖型スプリンクラーヘッドの規定の整備に併せて、スプリンクラー設備の水源水量の算出に係るヘッドの個数について、有効散水半径が2.8mの閉鎖型スプリンクラーヘッドに対応した個数を定めるための規定の整備を行った(規則第13条の2 及び第13条の6 関係)。

(3)動力消防ポンプ規格省令

脱炭素化に向けた対応として、動力消防ポンプ規格省令に、内燃機関を原動力に用いるものに加えて、電動機(モーター)を原動力に用いるもの(内燃機関及び電動機を併せて用いるものを含む。)の規定の整備を行った(動力消防ポンプ規格省令第2条関係)。

(4)ホース規格省令

ホース規格省令第47条の規定に基づき、基準の特例で承認してきた以下の先進事例について、今般、一般化してきたことを踏まえ、規定の整備を行った(ホース規格省令第2条関係)。

- ・呼称150を超える「大量送水用」消防用ホース

(5)結合金具規格省令

①先進事例の一般化

結合金具規格省令第28条の規定に基づき、基準の特例で承認してきた以下の先進事例について、今般、一般化してきたことを踏まえ、規定の整備を行った(結合金具規格省令第2条関係)。

- ・呼称150を超える「大量送水用」消防用ホースの結合金具

②日本産業規格との整合化

日本産業規格(JIS)の規格番号等の整合を図るため、所要の規定の整備を行った。

(6)蓄電池設備の基準及び点検基準及び点検票様式の一部を改正する件

①直交変換装置に用いられる半導体素子が指定されている規定中、「絶縁ゲートバイポーラトランジスタ」を、より一般化した「トランジスタ」に改めるため、規定の整備を行った(蓄電池設備の基準 第二 三(八)関係)。

②機器点検における蓄電池設備の構成部品である充電装置、逆変換装置及び直交変換装置について、それぞれ電池種別を限定した規定を削除するため、規定の整備を行った(点検基準及び点検票様式別表第25関係)。

③日本産業規格との整合化

日本産業規格(JIS)の規格番号等の整合を図るため、所要の規定の整備を行った。

●施行日、経過措置

本改正省令等は令和7年7月30日(水)に公布・施行された。

なお、施行の際に、現に型式承認を受けている閉鎖型スプリンクラーヘッド等に係る型式承認は、改正省令による改正後の規格省令等による型式承認とみなす等、所要の経過措置を設けている。

●終わりに

本稿では、改正省令等の内容について概観したが、改正省令等の公布と同日に発出した「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令及び消防法施行規則の一部を改正する省令等に係る運用について(通知)」(令和7年7月30日付け消防予第331号)及び「『自家発電設備、

蓄電池設備及び燃料電池設備に係る技術基準の運用について(通知)』の一部改正について」(令和7年7月30日付け消防予第333号)も参考にしつつ、適切な消防法令の運用をお願いしたい。

消防庁としても引き続き、今回の改正省令等の内容について、周知を行っていく予定である。



「火災予防分野における技術カタログ」の更新について

消防庁予防課設備係 新田知浩

●背景及びデジタル化に向けた検討など

我が国においては、高齢化と少子化が進行し、多くの産業で人手不足に直面しており、その対応策として、デジタル技術の活用が期待されている。しかしながら、現行制度においては、人による目視確認や現場での立会いが求められているものもあり、デジタル化の推進を図るうえで見直しが必要となっている。

このような状況を踏まえ、政府は「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を策定し、デジタル社会の実現に向けた構造改革を進めている。具体的には、約5,000条項に及ぶ法律や規則を精査し、「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)において、デジタル時代に適合するよう見直しを進めることとしている。

消防庁では、消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3の規定による消防用設備等の点

検、同法第8条の2の2の規定による防火対象物の点検及び同法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2の規定による防災管理対象物の点検(以下「各種点検」という。)について、デジタル技術の活用に向けて、「予防行政のあり方に関する検討会」において検討を行い、各種点検の要領を改定した。具体的には、標準的な手順、確認手段等を示した既存の点検方法と同等以上の効果を有すると認められる場合には、「新たな技術等を用いた点検方法」によることができることや、目視又は聴取により確認することとされている点検方法について、それぞれ現地での目視又は対面での聴取に限るものではなく、判定方法に定める事項を適切に判定できるその他の方法も許容されることなどを下記のとおり明示し、新たな技術を取り入れやすくした。

各種点検の点検要領の改正内容(追加規定を赤字で表示)

点検要領(消防用設備等点検)

点検要領は、次のとおりとする。

なお、点検要領に掲げる点検方法については、標準的な手順、確認手段等を示したものであり、これと同等以上の効果を有すると認められる場合には、新たな技術等を用いた点検方法によることができるものである。

点検要領(防火対象物点検・防災管理対象物点検)

第1 一般的留意事項

1 点検に際しては、原則として防火管理者等の関係者の立会いを求めること。

なお、立会いについては現地に臨場することに限るものではなく、コミュニケーションツール等の利用による遠隔地からの立会いも許容されること。

2 各種届出書の写し、消防計画、防火管理維持台帳等の書類により確認することとされている点検方法については、紙媒体の書類に限るものではなく、電磁的記録による確認も許容されること。

3 目視又は聴取により確認することとされている点検方法については、それぞれ現地での目視又は対面での聴取に限るものではなく、判定方法に定める事項を適切に判定できるその他の方法も許容されること。

●「火災予防分野における技術カタログ」の策定

消防庁では、「新たな技術等を用いた点検方法」等について、技術公募を行い、応募のあった技術

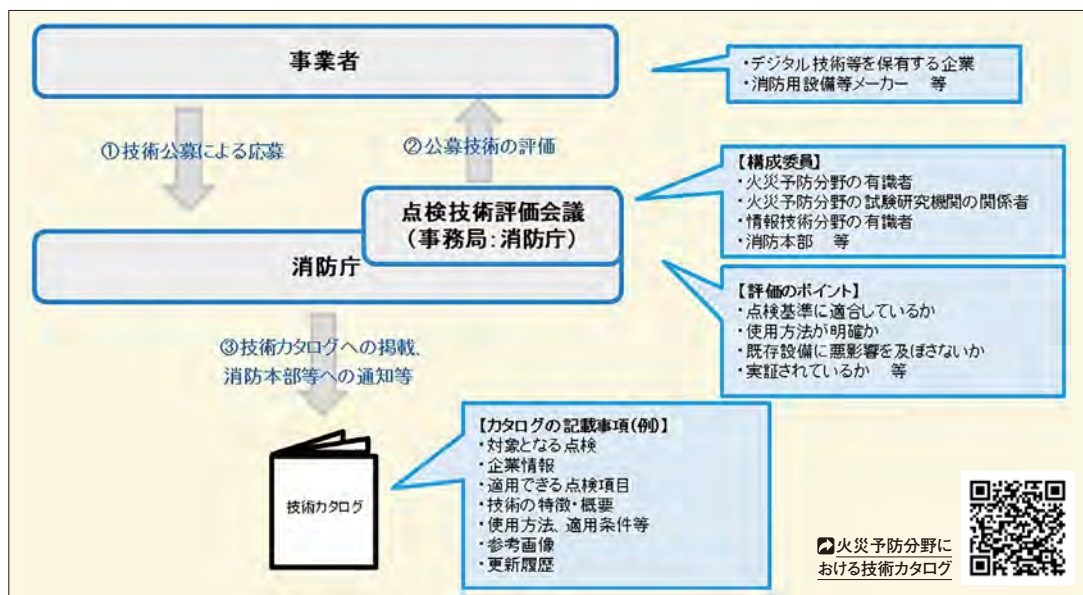
について、学識経験者等で構成される「火災予防分野における点検技術評価会議」(以下「評価

会議」という。)において、点検基準に照らして活用可能かどうか評価を行うこととしている。

評価会議の結果、従前の点検方法に代替可能な点検技術として認められた技術については「火災予防分野における技術カタログ」にとりまとめ、各消防本部及び関係団体に通知するとともに、

消防庁のホームページに掲載し、広く周知しているところである。

なお、当該カタログは、消防庁が個別の掲載技術の活用を推奨、斡旋するものではなく、点検者が個々の点検事案に適した点検方法を選択するための参考資料という位置づけとなるものである。



●「火災予防分野における技術カタログ」の更新

「火災予防分野における技術カタログ」については、令和5年度に実施した技術公募及び評価会議の結果を踏まえ、令和6年9月に3つの点検技術を初めて掲載した。

令和6年度は、令和6年11月15日から同年12月27日に技術の公募を実施し、評価会議にて従前の点検方法に代替可能な点検技術として新たに認められた4件を技術カタログに追加した。また、このことについて、「『火災予防分野におけ

る技術カタログ』の更新について」(令和7年7月7日付け消防予第294号)により、各消防本部及び関係団体に通知した。なお、これまで技術カタログに掲載されたものの内訳として、既存の点検の代替となる技術のうち、消防用設備等点検に係る技術が4件、防火対象物点検・防災管理点検に係る技術が2件、点検作業等の効率化等に資する技術が1件となっている。

●おわりに

従来の点検手法に代替可能な技術の選択肢が増えることは、点検者及び点検依頼者の双方にとって、メリットがあると考えられる。

デジタル化や科学技術等の進歩により、将来的に多種多様な技術が更新されていくことが想定されるところである。

消防庁では、継続的に技術の公募及び技術カタログの更新を行い、新たな技術を取り入れることで社会の変化に柔軟に対応し、各種点検業務のさらなる効率化及び実効性の向上を推進していくこととしている。

視点

特定の地域と継続的に関わる「関係人口」が注目を集めている。昨年の能登半島地震では関係人口である都市住民が被災地へ駆けつけ、復旧や復興を支えた。今年6月には関係人口を自治体が登録する国の「ふるさと住民登録制度」の創設も決まった。関係人口とは何なのか。防災関係者にこそ読んでもらいたい、都市と地方の物語。

産経新聞東京本社地方部編集委員 徳光一輝

最大の防災は「関係人口」 都市と地方 人のつながり

キッチンカーを届けて

能登半島地震の発生から18日後の令和6年1月19日深夜、日本航空に勤める上入佐慶太かみいりささんは緑色のキッチンカーのハンドルを握り、東京から能登を目指していた。避難所での炊き出し用に、キッチンカーを被災地へ移送するためだった。

大型のキッチンカーには、深夜スーパーで買い集めた炊き出しのカレーライスの材料、米や野菜、そして水が積み込まれていた。中央道など

が使えず、関越道から上信越道を通って新潟経由で石川を目指した。

真冬の高速道路。凍結の危険もある中で、仕事が終わった深夜に運転を続け、午前6時半ごろ金沢へ着いた。そこからさらに輪島へ向かったものの、道路は寸断され、避難所へたどり着いたときには正午を回っていた。

航空会社に勤める会社員がなぜ、キッチンカーを能登の被災地へ運んだのか。地震の2カ月前、上入佐さんはワーケーションで石川県能登町に4日間滞在した。人や自然に魅了された。

その能登町を元日、地震が襲った。お世話になった人たちの顔が浮かんだ。

「自分に何かできないか。いてもたってもいられなくなった」

知人の男性から連絡があった。岩手県に本社を置く会社の役員の男性で、1月4日に能登へ来て、輪島市で炊き出し支援を始めていた。

「知り合いがキッチンカーを貸してくれることになった。車を受け取って、能登まで運んでもらえないか」

上入佐さんは二つ返事で引き受けた。キッチンカーを貸してくれたのは、岩手県大槌町の料理人の男性だった。平成23年の東日本大震災



能登半島地震の炊き出し支援に使われたキッチンカー（上入佐慶太さん提供）



町役場で机の前に立つ小川勝則さん。支援に訪れた個人や企業人の名刺で埋め尽くされていた(令和6年3月、石川県能登町)

で全国の人々から支援を受けた恩返しに、キッチンカーを役立ててほしいとの思いからだったという。

東京都内で車を受け継ぎ、無事に車を被災地へ届けた。以来、1年半以上、週末に東京から能登へ通い、伝統祭礼「あばれ祭」の再興など、地域の復旧や復興を手伝っている。

「自分は車の運転が得意だったので、支援物資の運搬やキッチンカーの運転など、できることは何でもやった。地元の人たちと話すうちに、だんだんじんできて、いまは平日は東京で働いて、週末は能登という『二地域居住』みたいな生活になっている」

彼のような存在は「関係人口」と呼ばれる。

「観光以上、移住未満」

関係人口について、総務省は「観光に来た『交流人口』でもなく、移住した『定住人口』でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこ

と」と定義。「観光以上、移住未満」などと呼ばれる。

国は近年、「地方創生」の切り札として関係人口の創出、拡大を進めている。人口減少に悩む自治体にとっては移住者が増えることが理想だが、都市住民にとって仕事や学校が変わることはハードルが高く、限界がある。その結果、都市と地方の間や、自治体同士で移住者の奪い合い、「ゼロサムゲーム※」になっているとも指摘されている。

※参加者の得失点の総和がゼロになるゲームを指す。

その点、関係人口の創出、拡大は都市住民が地方のそれぞれの地域と継続的に関わる、いわば人材の共有、シェアであり、双方にとってよいことづくめの地域活性化策だ。

そして、都市と地方の「人のつながり」は、有事の際にこそ力を発揮する。このため「最大の防災は平時からの人のつながり」ともいわれている。



「Beyondカンファレンス2025」の参加者ら（令和7年4月、兵庫県淡路市。ETIC提供）

昨年の能登半島地震でも、上入佐さんのように、もともと能登と関わりのあった都市住民や企業が、誰に頼まれたわけでもなく支援に訪れた。

能登町役場で支援者の受け入れにあたった町ふるさと振興課の小川勝則担当課長（当時）は「地震の4年ほど前から、町として関係人口の創出、拡大に取り組んできたところに、今回の地震が起きた。そうしたら、全国からこれまでの『関係人口さん』が一気に来てくれた」と振り返る。

町役場2階にある小川さんの事務机には、全国からやってきた個人や企業人の名刺が並べて置かれていた。自分の机だけでは足りず、隣の机にもびっしり並んでいた。

「彼らは何か困ったことがあれば手を差し伸べてくれたし、何よりも心の支えになってくれた。課題が見つければ『この人をつなぐよ』と、関係性がどんどん広がっていった。そのとき思った。彼らの力を借りないと、この町は死ぬ。彼らの力を借りて、この町を再生したい」

欠かせぬ「会社の理解」

関係人口となる側、都市住民はどんな思いでいるのか。関係人口の役割を考えるイベントが今年4月、兵庫県の淡路島にある国際会議場で開かれた。NPO法人「ETIC（エティック）」（東京）が事務局を務める「Beyondカンファレンス2025」。企業などの肩書を外して社会課題の解

決を目指し協働する仲間づくりの場で、延べ約370人が参加した。

淡路島は30年前の平成7年、阪神・淡路大震災が発生した地。災害時の関係人口の役割についての議論では、地域ベンチャー「淡路ラボ」の山中昌幸代表が「震災のとき、淡路では消防団などの『共助』がむちゃくちゃ機能していた」と振り返り、こう続けた。

「30年たって人口減少と高齢化が進み、消防団もなり手不足になっている。地域の共助の力は弱まっている」

イベントでは、有事に備え平時から企業や個人がどうやって地域とのつながりを作っていくかについて、議論が交わされた。

国レベルでは令和6年11月、都市と地方の双方に生活拠点を持つ「二地域居住」を促進する初の関連法が施行された。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、オンライン会議やテレワークが普及。自民党が令和2年にまとめた政策提言「デジタル・ニッポン2020」では、「2030年の理想像」としてこんな未来像が描かれていた。

《DX（デジタルトランスフォーメーション）の浸透でリアルな現場は効率化され、デジタルな仕事はリモートワークになっている。都市部の企業では社員の多くが地方に住み、都市部並みの収入で働いている》

ただ、こうした働き方、暮らし方には「会社の理解」が欠かせない。

淡路島でのイベント参加者は、地方に関わりたい気持ちがあっても、上司から「うちの会社は何のメリットがあるの？」「その地方に自社工場があるなど、何か縁がないと派遣は難しい」などと言われると、悩みを話し合った。

「たとえば地方で研修して、社員個人は成長したなと感じても、それを会社として計る指標がない」「成果が短期的に出るわけではないから、難しい」……。

「ふるさと住民」公的に証明

関係人口の創出、拡大を後押ししようと、政府は今年6月、地方創生を進めるための今後10

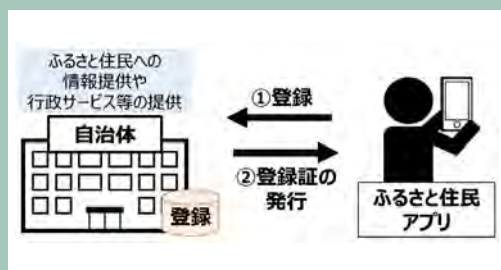
年の指針となる「地方創生2.0基本構想」を閣議決定。関係人口を登録する「ふるさと住民登録制度」の創設が盛り込まれ、制度設計が始まっている。

この制度は、居住地以外の自治体にアプリを通じて「ふるさと住民」として登録。自治体は、いわば「第2住民票」とも言える登録証を発行し、ふるさと住民であることを公的に証明する。登録されると、情報提供や行政サービスなどを受けられることなどが検討されている。

総務省は、登録によって二地域居住やボランティア、副業などが広がり、地域の担い手確保につながるほか、特産品の購入やふるさと納税、観光などを通じて地域経済の活性化に寄与すると説明。「誰もが簡単に登録でき、自治体の既存の取り組みを緩やかに包含できる、柔軟かつ間口の広い仕組みの構築を目指す」としている。

ふるさと住民は複数の自治体に登録できるシステムとし、10年間で1,000万人の登録を目指す。重複を含む延べ人数は1億人を目標としている。

坂井学防災担当相は令和6年12月の衆院予算



「ふるさと住民登録制度」のイメージ(総務省公表資料から)

委員会で、ふるさと住民登録制度について「各市町村にとっても大変重要な意味を持つ、防災の面から見ても意味を持つものと考えている」と指摘。

「災害に際して、地域外のさまざまな方のふるさとを思う気持ちが復旧、復興を進める上で重要だ。能登の地震や豪雨の対応でも、能登を応援しようという方々の温かい支援が寄せられている」と述べ、こう続けた。

「地域の応援者を増やすことは、いざというときに地域外から協力を得ることにもつながる。熊本地震の際に真っ先に支援物資を届けたのは、鹿児島県の自治体だった」



能登出身者たちが畳の上で車座になった(令和6年10月、東京都目黒区)



東井孝允さん(左)と上入佐慶太さん。能登半島地震をきっかけに、つながりが生まれたという(令和6年6月、東京都大田区)

出身者ら「能登ヨバレ」結成

関係人口は、他人ばかりとはかぎらない。こんな関係人口たちもいる。

能登半島地震から10カ月になろうとする令和6年10月末、能登地方出身で現在は東京で働く若者ら25人が、都内の公共施設の和室で車座になった。

その2カ月前に結成された故郷の復興のために活動するグループで、名前は「能登ヨバレ」。人々が集まりに呼ばれ、もてなされる能登地方の風習から名づけられた。

中心メンバーの一人で、都内のメディア企業に勤める東井孝允^{とうい たくみつ}さんが、グループを作った理由を説明した。

「あの日は正月で、実家へ帰省していた人も多かったと思う。僕もその一人で、両親たちを実家に残して、後ろ髪を引かれる思いで東京へ戻った。それ以来、自分に何かできないかと行動してきた。出会った仲間たちと情報を共有、発信できる場を作りたい」

一人ずつ自己紹介し、抱える状況について話した。

「震災から月日がたって報道も減り、地元の情報が本当に入ってこない」「被災した家の解体が進んで、実家へ帰るたびに空き地がどんどん広がっている」「東京で働いていても、能登のことばかり考えてしまう」

同級生や親族、「東京輪島会」などで声をかけ合い、集まった。車座では、こんな思いも語られた。

「もともと年を取ったら故郷へ帰ろうと思っていただけ、時期を早めようかと考えている」「得意なことは、勉強することなので、何か力になりたい」「いまこそ、つながるときなのではないかと思う」

最も近い関係人口たち

能登半島地震では、家屋を失い金沢市など都市部での広域避難を余儀なくされる被災者が相次いだ。

石川県の人口推計によると、地震で大きな被害を受けた奥能登4市町は地震が起きた令和6年1月時点で計5万5,213人が暮らしていたが、令和7年8月時点では計4万8,600人と6,000人以上減っている。

石川県は復興計画の最重点課題として、奥能登と継続的に関わる関係人口の創出、拡大を掲げた。人口流出に歯止めがかからない中、もとの住民だけでなく、金沢や東京など都市部の住民にも復興に関わってもらいたいためだが、最も近い関係人口は、能登を離れ東京などで働く出身者たちだ。

穴水町出身の東井さんは「この会が能登に関わりのある人のプラットフォームになって、さまざまな課題解決への『人材バンク』になればいい」と話す。実際、災害からの復興の途上では、組織の運営や行政への申請書の作成など、都市部で働く人のスキルが求められる場面も少なくない。

この日集まっただけでも、公務員から建築設計事務所勤務、システムエンジニア、僧侶、看護師、テレビディレクター、人材ベンチャー、在宅マッサージ、コンサル会社、物流会社と、まさに「人材バンク」だった。

能登ヨバレのメンバーは現在、30～40代を中心に120人以上。出身者以外の関係人口も参加している。「ふるさとの復興のために、つながりを作り、力を合わせられる場所にしたい」。そして、息の長い復興支援へつなげていきたいという。



クレモナ避難はしご

一般財団法人 日本消防設備安全センター 認定品

イザというときお役に立ちます。



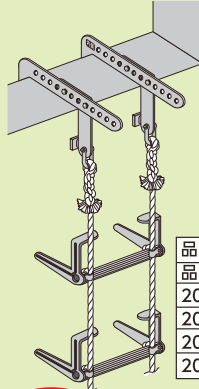
災害や火災から尊い生命を守る命綱

屋外への脱出には軽くて扱い易い避難はしご「オリールⅡ型」

オリールⅡ型

(可変フック式)

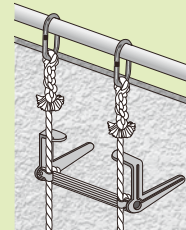
認定番号はしー002号



オリールⅡ型-B

(カナビラ式)

認定番号はしー002-1号



品名	オリールⅡ型(可変フック式)	品名	オリールⅡ型-B(カナビラ式)
品番	全長有効長用途	品番	全長有効長用途
2013	4.5m 3.9m 2階用	7013	4.4m 3.9m 2階用
2016	5.4m 4.8m 2階用	7016	5.3m 4.8m 2階用
2022	7.3m 6.7m 3階用	7022	7.2m 6.7m 3階用
2025	8.3m 7.7m 3階用	7025	8.2m 7.7m 3階用



トーヨー消火器工業株式会社

〒136-0074 東京都江東区東砂 2-1-13 TEL.03(3646)7227(代)
http://www.toyosyokaki.jp

芦森工業製 消防用／消火栓用ホース自主回収のお願い

当社は消防用／消火栓用ホースの一部に消防法令上の規格に適合しない製品の自主的回収を行っています。
下記該当製品を発見された場合は「回収窓口」にご連絡をお願い申し上げます。

呼称	自主回収対象型式番号	自主回収対象製造年	呼称	自主回収対象型式番号	自主回収対象製造年	呼称	自主回収対象型式番号	自主回収対象製造年	
使用圧:1.6			65	コ第11～18号	2002～2005、2007	40	コ第3～3号	2002～2008	
65	コ第7～13号	2002～2008		コ第14～11号	2002～2008		コ第3～3～1号	2007、2008	
	コ第11～11号	2002～2005		コ第14～11～2号	2008		コ第4～13号	2002～2008	
	コ第14～10号	2005～2008		コ第14～21号	2003～2008		コ第4～13～1号	2002～2008	
	コ第14～10～1号	2003～2008		コ第14～21～1号	2003～2008		コ第15～7～1号	2003	
	コ第15～1号	2005～2008		コ第15～6号	2004～2008		コ第53～6号	2002～2008	
	コ第15～4～1号	2003～2008		コ第15～6～1号	2003～2008		コ第53～7号	2002～2008	
	コ第58～11～5号	2002～2007		コ第15～28号	2003～2008	使用圧:0.9			
コ第15～4号	2004～2008	コ第18～47号		2007、2008	65	コ第53～32号	2004、2008		
65/50	コ第11～16号	2002～2006		コ第58～14～1号		2007、2008	コ第53～32～1号	1999～2007	
50	コ第1～10号	2003～2008		65/50		コ第11～14号	2002～2008	コ第61～13号	2002、2004～2008
	コ第1～10～1号	2007、2008		50	コ第1～8号	2003～2008	65/50	コ第12～7号	2000、2001、2003～2008
	コ第11～12号	2002～2008			コ第1～8～1号	2004～2008	50	コ第12～3号	2000、2001、2003～2008
	コ第15～3号	2003～2008			コ第2～9号	2002～2008		使用圧:0.7	
40	コ第3～4号	2007、2008	コ第2～9～1号		2002～2008	40	コ第4～14号	2007、2008	
	コ第3～4～1号	2007、2008	コ第8～12号		2002～2007		コ第7～28号	2003、2004	
コ第11～13号			2002～2008		コ第15～16号		2003～2008	コ第10～4号	2000、2001
使用圧:1.3			コ第15～16～1号		2003、2006～2008		コ第15～27号	2004～2006	
65	コ第2～2～1号	2002、2003	コ第60～4～1号		2002～2007		コ第15～42号	2005、2008	
	コ第2～2～3号	2002、2004	コ第60～4～3号		2002～2005、2008				
	コ第10～8～1号	2002、2003	コ第60～4～4号		2002～2008				
	コ第10～8～2号	2003							

【ホース回収窓口】 0120-244-557 (フリーダイヤル) 受付時間(土日祝除く)：午前9時～午後5時



芦森工業株式会社

https://www.ashimori.co.jp/



エッセイ

消防団長として戦った 大規模林野火災と復興への想い

大船渡市消防団 消防団長 大田昌広

令和7年2月26日、大船渡市で発生した大規模な林野火災は、地域の消防団にとって未曾有の戦いとなりました。火災は3月9日に鎮圧され、4月7日ようやく鎮火が宣言されましたが、そこに至るまで、最初の火災から約47日間、現場では昼夜を問わず活動が続けられました。

今回の火災では、立て続けに3度の林野火災が発生し、そのいずれもが平日の日中、しかも前回の

鎮圧から1時間も経たないうちに発生しました。

2月19日に大船渡市三陸町綾里地区で最初の林野火災が発生し、続く2月25日には、陸前高田市小友町で発生した林野火災が、隣接する大船渡市末崎町へと延焼しました。いずれの火災も鎮圧状態となっていた中、2月26日午後1時、大船渡市赤崎町において3度目となる林野火災が発生。強風にあおられて急速に延焼し、大規模な林野火



災へと発展、市内の広範囲に影響を及ぼす事態となりました。

消防団は、ほぼ全ての分団が出動しました。団員は、日常の仕事を中断して連日現場へと急行し、私もまた、現場から現場へと移動し、指揮を執り続けました。3度目となる林野火災の現場は、海岸部から山間部にかけて広範囲に及び、付近には複数の集落も点在していたことから、消防団は大船渡消防署および岩手県広域消防応援隊と連携し、火災の延焼防止活動、各地域への避難広報および住民の避難誘導、避難対象地域における安全確保の対応を実施しました。

午後から吹き始めた強風の影響により、火勢は急激に拡大し、発災からわずか1時間後に、最初の避難指示が発令されました。その後、火災の拡大に伴い、避難指示の対象地域は段階的に広がっていきました。避難指示の出された地域においては、消防団車両を安全な場所へ退避させるとともに、地域住民へのさらなる避難誘導と、関係機関と連携した道路封鎖作業を実施しました。

また、林野火災においては消火用水の確保が困難となり、水量が著しく不足する事態となったため、

近隣の漁港からポンプを用いて海水をくみ上げ、消防署隊へ向けた長距離送水を実施しました。この送水活動は、複数の中継拠点を設けるなどの工夫を伴いながら、迅速に行うことができました。しかし、時間が経つにつれ焼損範囲は広がり、日没を迎えても火の勢いは衰えず、終息に向かう様子はありませんでした。

団員たちは、約12時間におよぶ連続的な消火・誘導活動に従事し、身体的・精神的疲労の限界に近づいていました。2月26日午後10時頃、宮城県および山形県から派遣された緊急消防援助隊が現場に到着したことで、火災対応活動の一部を引き継ぐ態勢が整いました。これにより、大船渡市消防団は待機態勢へと移行しつつも、引き続き現場支援・情報連携・後方支援などの役割を担い、完全鎮圧・鎮火に向けた活動を継続しました。

連日の出動で心身の疲労が蓄積していた中でも、団員たちは最後まで責務を全うしてくれました。若い団員が多い中で、一連の火災を通して、送水技術や無線伝達などのスキルが磨かれ、現場活動が向上していくのを感じました。中には自らが被災した団員もいましたが、それでも活動へのモチベーション



が落ちることなく、全ての団員が誇りを持って任務に取り組んでくれたと思います。

また、本件対応を通じて、広域的な火災対応における相互連携の重要性、ならびに地域住民への迅速な情報伝達と避難誘導の体制整備の必要性が改めて認識されました。

今後に向けては、火災の発生を未然に防ぐための取り組みに、これまで以上に力を入れてまいります。火災の原因の多くは人為的なものであり、火入れや

野焼きについては事前の届け出をするといったルール徹底をはじめ、たばこのポイ捨てや家庭ごみの野焼きといった行為の根絶を目指してまいります。

私たち消防団の強みは、地域に根差した活動ができることです。「自分たちのまちは、自分たちが守る」という義勇愛郷の精神のもと、これからも地域の皆さまと力を合わせて、火災のない、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。



綾里小学校西側山林に延焼拡大する火災



重要

旧「消防交流広場」に関する注意喚起

現

消防交流広場

<https://www.fesc.or.jp/forum/>
ID : fesc2024 PW : fesc2024

会員登録せずにご利用いただけます。

旧

消防に携わる皆様へ朗報！
消防交流広場
<https://www.fesc119.net/>

アクセスしないでください。

当センターでは消防防災関係の業務に携わる皆様に広くご活用いただくことを目的として、2014年10月よりWebサイト「消防交流広場」を運営しております。2024年3月のリニューアルに伴い、旧「消防交流広場」は廃止いたしました。

なお、旧「消防交流広場」のURLは、現在、当センターとは関わりのない第三者によって管理されており、旧URLやそのリンクバナーが、**別の管理者が運営するサイトへリダイレクトされる事象**が確認されております。旧サイトへアクセスされませんよう十分ご注意ください。何とぞよろしくお願い申し上げます。

今後とも、皆様に安心してご利用いただけるサイト運営に努めてまいります。

MAIL MAGAZINE

日本消防設備安全センター 毎月25日頃配信 メールマガジン

日本消防設備安全センターメールマガジン（3月25日）

安全センター職員より

各機点検資格者再講習については、令和3年度に第1種消防設備点検資格者と第2種消防設備点検資格者の、令和4年度には防火対象物点検資格者、防災管理点検資格者のオンライン化を行いました。オンライン講習導入から令和6年度まで累計16,800名を超える申し込みをいただいております。

更に令和6年度には消防設備士講習の指定講習機関となり、オンラインによる消防設備士講習を昨年10月から開始し、初年度は3,600人を超える申し込みがありました。

令和7年度は、オンラインによる消防設備士講習が4月1日から、各機点検資格者再講習が7月1日から、順次、受け付けを開始します。一部のメディアでも取り上げていただきましたが、実施概要やスケジュールの詳細はHPの専用サイトで確認いただけます。是非、お申込みください。

～講習課職員より～



メルマガ登録お気軽に



<https://bvam003.am.arara.com/fescmail/subscribe.php>

情報を忘れずキャッチ!

オンライン講習開催 月刊フェス公開

技術部からのお知らせ(認定・評価・評価)

刊行物オンラインショップからのお知らせ

担当者 企画研究部 櫻井/国分
TEL. 03-5422-1492
FAX. 03-5422-1584
メール kikaku119@fesc.or.jp

第9回 予防業務優良事例表彰

「予防業務優良事例表彰」は、全国における各消防本部の予防業務の取組のうち他団体の模範となる優れたものを表彰し、広く全国に紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し予防部門のモチベーション向上を図るとともに、各消防本部の業務改善に資することを目的として、消防庁において平成28年度に創設されたものである。第9回の応募事例の中から、消防庁長官賞、優秀賞を受賞した事例について紹介する。



火災原因調査を警防活動へ生かす取組

印西地区消防組合消防本部

はじめに

社会・産業のデジタル化が進む現代において、スマートデバイスの普及、ソーシャルメディアの活用やオンラインビジネスの拡大により、インターネットトラフィックが増加し、全国的にデータセンターの需要が高まっている。

当消防本部管内においても、大手企業などが進出し運用が開始され、今後も多くのデータセンターが建設予定である。

そのような中、稼働中のデータセンター(UPS※室)で火災が発生し、キュービクル式の蓄電池設備1基が焼損、不活性ガス消火設備(窒素)が作動するがそれだけで鎮火に至らず、火災発生か

ら鎮火までに7時間を要し、消火活動や関係者との連携に苦慮した。

下記「消防活動面においての問題点」の解決にあたり必要な検証実験を実施するためには、当消防本部予防課だけでは困難であるため、現場活動面を主管する指揮指令課、警防課と協力・連携を図ることとした。

※UPSとは、万が一停電が発生した際に非常発電機を稼働させるまでの間、蓄電池(無停電電源装置)からサーバー室へ電力を供給するシステムである。

火災概要

出火日時：令和6年2月某日8時26分頃

出火場所：千葉県印西市内



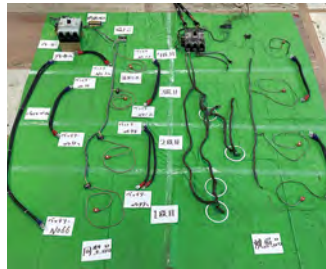
焼損したキュービクルの状況



調査内容の共有



取り外したバッテリーの焼損状況



取り外した配線状況



バッテリーの見分状況

火災種別：建物火災

死傷者等：なし

被害状況：キュービクル式蓄電池設備が焼損した「ぼや火災」

消防活動面における問題点について

本件火災について、当消防本部で協議した結果、以下の問題点が浮かび上がった。

問題点1：データセンターについての建物構造や消防用設備等の知識が活動隊に不足していたこと。

問題点2：火災時における建物関係者や警備員との連携が機能していなかったこと。

問題点3：電気火災に関する有効的な消火活動(方法)ができなかったこと。

上記の問題点を踏まえ、以下のとおり重点課題を5つ定めた。

5つの重点課題と取組内容について

【課題1】

出火原因の究明と延焼メカニズムを特定すること。

●課題1への取組

現場見分4回、鑑識調査9回及び検証実験3回を電気設備設計・施工会社、バッテリー製造会社、建物所有者、建物管理会社(以下、「各関係機関」という。)と合同で実施した。

また、消防研究センターの技術支援を受け、各関係機関及び現場活動を主管する警防課と合同で消防研究センター大規模燃焼実験棟にて出火メカニズムや消火方法等の検証実験を行った。

各関係機関と互いに情報共有と認識の統一を

図り疑問点を取り除きながら、すべての工程で一つひとつ抜けのない調査を心掛けた。

焼損したキュービクル内には、8ボルト鉛蓄電池(以下、「バッテリー」という。)が66個直列で設置されており、キュービクル筐体から構成部品を取り外し、接続配線や鉛蓄電池の焼損状況を見分する。

●現場見分での注意点

バッテリー配線の詳細な見分に必要な広いスペースを確保するため、UPS室から別室に焼損物件を移動することとした。

しかし、1個あたり50キログラムのバッテリーの搬送は困難であり、加えて焼損したバッテリー容器は溶融し、バッテリー同士やキュービクルと固着していたためそれらを取り外すだけでも時間と労力を費やした。マンパワーのみに頼って搬送するには限界があったことから、各関係機関の協力を得て昇降装置と台車を使用した。

バッテリーの見分時には、電解液が希硫酸であることから皮膚等に付着しないように、感染防護服や雨具及び帯電手袋を使用した。作業服の一部は希硫酸で変色してしまった(皮膚の炎症等は防ぐことができた)。

バッテリー内部の見分については、展開時に電解液が漏れ出る可能性が高いことから処理能力を有するバッテリー製造会社の工場にて実施した。

【課題2】

活動隊への教養として、火災現場活動及び消防用設備等の作動状況を共有し、さらにデータセンターの構造や消防用設備等についての知識を習得させること。



バッテリーの焼損・液漏れ状況



バッテリーセルの展開状況



負極板、セパレータ、正極板

●課題2への取組

当消防本部の活動検討会(指揮指令課主催)において、火災時の活動内容を共有したのち、予防課建築設備担当から建物構造、消防用設備等の設置状況及び火災時の作動状況について、危険物担当から地下タンクなどの危険物施設の状況について、火災調査担当から火災調査内容について中間報告を実施した。

また、火災原因調査終了後に、予防事務研修会(予防課主催)を実施し、当消防本部職員及び近隣消防本部職員を招いて出火原因及び効率的な消火活動について情報共有を実施した。

【課題3】

建物関係者との緊急時連絡方法・連携の見直しを実施すること。

●課題3への取組

高セキュリティ区域への火災初動時の進入経路、活動隊や警備員とのドッキングポイント及び災害情報収集場所を見直した。さらに電気設備業者や消防設備業者など消火活動に必要な関係者の早期確保へ向けた協議を各関係機関と実

施した。

また、消火活動時の連携に向けた注意点や活動内容の確認を実施した。

【課題4】

類似火災発生時の消火方法の確立をすること。

●課題4への取組

「鉛蓄電池火災の消火方法」(粉末消火器、二酸化炭素消火器、強化液消火器、エアゾール簡易消火器具、水消火)について、現場活動を主管する警防課及び各関係機関の協力、また、消防研究センターの技術支援により、その有効性や手段について検証を実施した。

【課題5】

再発防止対策を図ること。

●課題5への取組

すべての調査・検証結果を基に各関係機関と検討を重ね、出火原因と延焼メカニズムの2点について、再発防止対策の検討を実施した。

各課題における成果

【成果1】

出火原因の究明と延焼メカニズムを特定することができた。

出火原因は、一部のバッテリー容器が強度不足により、搬送時や設置(据付)時などの衝撃でヒビが入りバッテリー液が漏れ出してしまうことが判明した。

バッテリー液が漏れ出た状態で、キュービクルが稼働しているとキュービクル内のラックに使用しているビスを介して地絡経路ができ、バッテリー液が漏れ出たバッテリー下部付近から出火した。



予防事務研修会の様子

その後、延焼が進行していく中で、直列に接続しているバッテリーの配線間で短絡し配線間が溶着したことでバッテリー（66個中36個）のループ回路（短絡回路）ができ電流が流れ続けている間、バッテリーが燃え続ける状況となった。そのため何度消火しても断続的に炎が噴き出し鎮火することができなかった。

本件のように一たびループ回路が形成されると、ループ回路を切断（離線）しなければバッテリー電圧がなくなるまで何度消火を試みても同じことの繰り返しになってしまう。また、電圧がなくなるまで放置すれば延焼拡大要因となる。そのため、ループ回路を早期に切断するために「電気主任技術者」など電気工事作業に精通した者に切断作業を依頼する必要がある。

本件では、切断作業（電気主任技術者等）の安全を確保するため、防火衣、呼吸器を着装し、消防職員が安全管理を行い、切断作業（離線）を依頼したことで鎮火に至った。

【成果2】

活動隊へデータセンターでの現場活動情報を共有し、教養を実施したことにより建物構造や消防用設備等についての知識を深められた。また、近隣消防本部とも情報を共有することで災害時の連携強化を図った。

【成果3】

実火災をもとに、消防隊の進入経路や災害時に必要な情報など各関係機関と調整し、緊急時の連絡方法や消火活動の協力体制などを見直し、より実効性の高い消防計画へ更新すること

ができた。

●火災初動時の進入経路確立について

有事の際に区画責任者への連絡系統を明確化し、高セキュリティ区域への早期アクセスを確立した。また、夜間時における任務分担を明確化し早期対応と連携を強化した。

●災害時の情報収集場所の見直しについて

建物が大規模であるため警備員も初期消火活動や情報収集において広範囲にわたり活動することとなるが、消防隊と初動対応を実施した警備員等とのドッキングポイントを現場前進指揮所ではなく、安全の確保ができる防災センターとし、災害情報収集場所を再度統一した。

●電気・消防設備業者など消火活動に必要な関係者の早期確保について

関係業者の任務を明確化し、夜間時の対応を強化した。また、電気設備の遮断などのフローチャートを作成し、迅速な対応を計画した。

●検証実験について

各関係機関と合同で検証実験を実施し、消火活動時の連携に向けた注意点や活動内容の確認を実施した。

【成果4】

検証実験（再現実験）を通じて、類似事案発生時における各関係機関との連携・消火方法及び蓄電池火災を安全に終息させる手段を確立できた。

粉末消火器、二酸化炭素消火器、強化液消火器、エアゾール簡易消火器具、水消火を実施した結果、一時的には炎が小さくなる場合も認め



検電時の状況



消火活動の状況



消火中のスパーク状況



消火活動の状況

られたが、本件は、短絡回路ができていたため、どれも効果的な消火には至らなかった。

●消火活動での注意点

霧状の水を放射する消火器等については、電気設備に対応しており初期消火時などにおいて有効であると考えるが、今回消火検証を実施したところ、消火作業中にスパークが発生するなど危険を感じるがあった。また、水系の消火薬剤を大量に使用すると、不純物を含む水分が床などに溜まって、消火隊員の感電リスクが高まるがあるので注意が必要だと感じた。

【成果5】

火災原因調査の結果、バッテリー（鉛蓄電池）の製造工程において不具合が判明し、不具合の可能性のある対象期間に製造されたバッテリーをメーカーにより自主回収している（対象のバッテリー4,220個中4,176個を回収、令和7年3月31日現在、全体の約99%を回収）。バッテリー製造工程の不具合を見直し、再発防止対策を講じることができた。

具体的な対策としては、バッテリー容器を成形する工程において、ペレット（バッテリー容器の原料）の乾燥不足によって生じた内部の気泡が原因となり容器の強度不足につながっていたことから、乾燥工程を見直し、さらにバッテリー容器の成形前にペレットの乾燥状況がメーカーの基準値に達しているかを確認できるようにした。

キュービクル式鉛蓄電池のラック構造を見直し、改善対策を施したラックを令和7年3月か

ら新規設置場所に採用している。

ラック構造の改善対策は、以下のとおり

- バッテリーの液漏れによる地絡経路の発生しにくい構造へ変更
- バッテリー液がラック内に溜まらない構造へ変更
- バッテリーケーブルへ耐火処理を実施し、短絡経路の発生しにくい構造へ変更

バッテリー製造上の問題点を見直しただけでなく、バッテリーラックの構造も変更したことにより、万が一バッテリーの液が漏れたとしても、同様の火災が発生しにくい構造にすることができた。

おわりに

本件は、消防研究センターの技術支援をはじめ、各関係機関の連携・協力無くしては、ここまでの成果を出すことができなかった事案である。また、当消防本部の指揮指令課、警防課の警防活動面の協力はもとより、旅費や臨時的な調査資機材の購入など総務課の協力も欠かせなかった。各課のバックアップに感謝する。

近年、技術の進歩や複雑・多様化、さらに建築物等が大規模化していく社会情勢の中で、災害時において各課の連携の重要性を再認識した事例であり、今回の検証結果を踏まえ、火災調査を出火原因の究明や再発防止対策とともに、災害時、消防隊が安全に活動できるような警防活動面に活かす取組について邁進していく。

第9回 予防業務優良事例表彰

「予防業務優良事例表彰」は、全国における各消防本部の予防業務の取組のうち他団体の模範となる優れたものを表彰し、広く全国に紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し予防部門のモチベーション向上を図るとともに、各消防本部の業務改善に資することを目的として、消防庁において平成28年度に創設されたものである。第9回の応募事例の中から、消防庁長官賞、優秀賞を受賞した事例について紹介する。



広げよう！防火の輪 〈将来の保育者と予防広報〉

岡山市消防局

はじめに

当局では火災調査結果を分析し、予防広報につなげるという循環を意識した広報を実施している。その広報ツールの一つとして、当局が令和元年度に作成した「防火カードゲーム」を活用している。防火カードゲームとは、管内の住宅火災で多い発火源、経過、着火物、出火箇所、初期消火を絵で表したカード3～5種類で構成されており、カードを並べ替えることにより火災発生から消火までのストーリーを学べるものである。この防火カードゲームをさらに活用していくため、幼児教育関係学科を有する大学と協力して、幼児向け防火カードゲームとしてマニュアルを作成した。そして消防職員により大学等で

防火カードゲームの遊び方を含む防火に関する授業を継続して実施している。

幼児向け防火カードゲームのマニュアルを作成

令和3年度に岡山市と学校法人中国学園で「火災予防を目的とした連携に関する協定」を締結し、防火カードゲームを幼児向けに遊べるように、中国学園中国短期大学保育学科の学生と合同で幼児向け遊び方マニュアルを作成した(図1)。

大学・短期大学で防火に関する授業を実施

防火カードゲームをさらに広めるため、令和4年度から岡山市と包括連携協定を締結している



写真1 防火カードゲーム

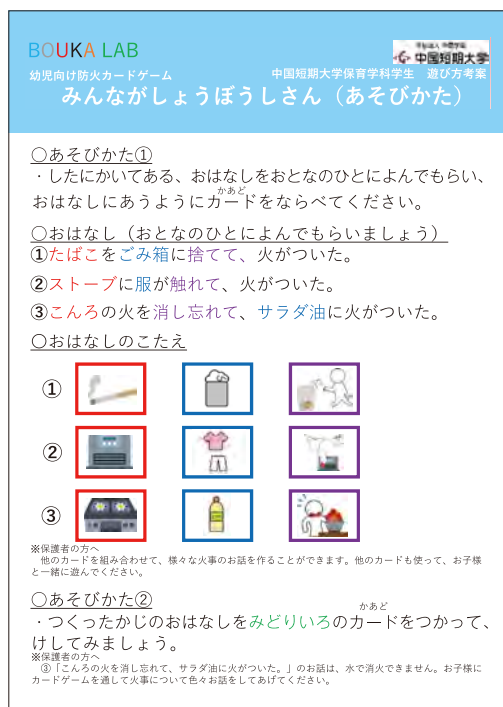


図1 遊び方マニュアル

幼児教育関係学科を有する大学等の学生に対し防火カードゲームの遊び方を含めた防火に関する授業を実施した(写真2)。また、防火カードゲームは当局管内の各幼稚園、保育園、こども園にも紹介し、配布している。

学生による予防広報

授業で防火知識や防火カードゲームをマスターした学生の実践の場として、希望者には当局の実施する予防広報にボランティアとして参

加してもらえよう大学側と調整した。学生たちは実際に未就学児や小学生たちが来場するようなイベント、自治会等で開催する防災イベントのブース、幼年消防クラブでの広報など、多岐にわたって参加し広報を実施した。

さらに岡山市消防団では令和6年度から広報に特化した学生団員が活躍できる「機能別団員制度」を開始した。令和6年度からは授業の中で機能別団員についての紹介、説明も実施した。

成果

①直接的効果

防火カードゲームの遊び方を含む防火に関する授業は、令和4年度から令和6年度まで年間4～5大学・短期大学で合計821人に対し実施した。学生からは「就職後は子どもたちに防火カードを使いたい」「子どもたちにも今日学んだことを教えていこうと思った」といった感想があった。

消防職員が学生に対し直接授業を実施することにより学生自身の防火意識の向上が見られた。

②間接的效果

イベント等での予防広報は令和4年度から令和6年度までの3年間で計24回のイベントに6大学・短期大学から133人の学生がボランティアとして参加した。防火カードゲームを通じた啓発をはじめ、住宅用火災警報器の広報や住宅火災に関するパンフレットの説明など授業で学んだことを生かし、多岐にわたり活動を展開した。学生自身が実践をととして火災予防について普及



写真2 授業の様子



写真3 ボランティアの様子

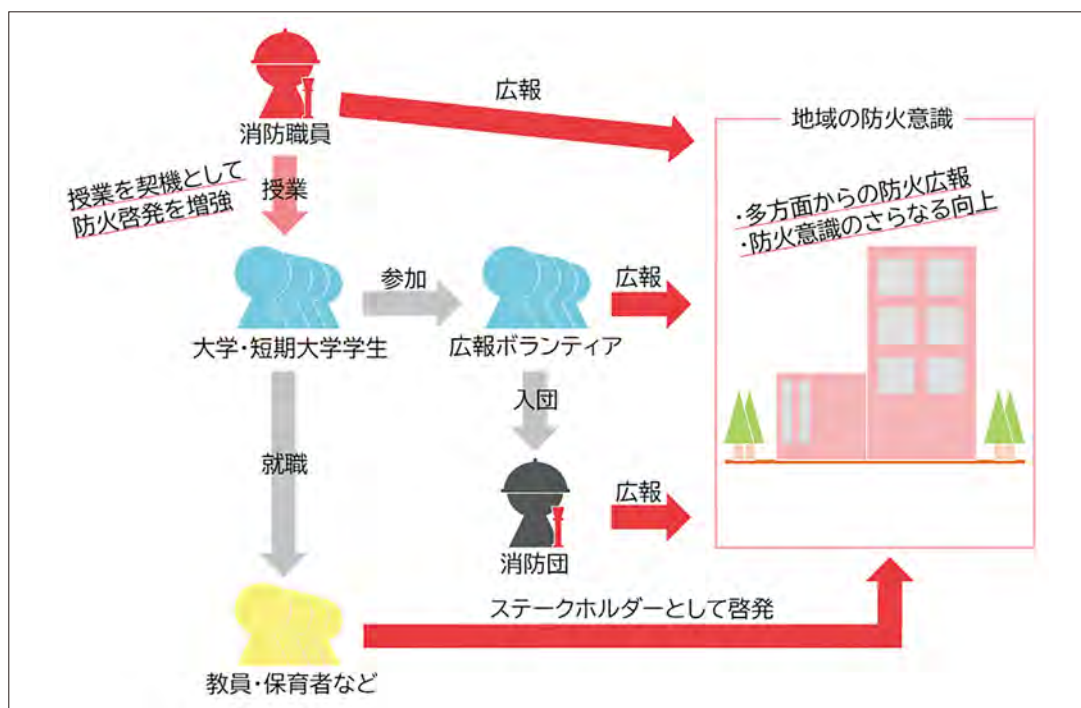


図2 広がる防火の輪

活動をすることでさらに知識が定着することが期待できる。参加した学生からは「授業で習ったカードゲームを実際に使えた」「子どもたちとカードゲームが楽しかった」といった感想があった。

また、学生同士のつながりで当授業を受けていない他の学部や学科の学生と一緒に参加する例も多く見られた(写真3)。

③拡がり

一部の大学、短期大学ではこども園等での実習の機会に学生主体となって防火カードゲームを実施した。消防職員が携わらなくても学生が子どもたちに防火教育を実践できることがわかった。

また、防火に関する授業やボランティアを経験することにより防火の普及に興味を抱いた学生も見られ、中には機能別団員へ入団を希望する学生もいた。ボランティアを経験し機能別団員として入団した学生は13人である。

防火に関する授業や実習、消防職員との広報活動をととして、学生の防火意識の向上や保育者としての防火の知識を習得するなど本来の目

的のほか、消防団員や消防職員の仕事に対する理解、関心が深まるなどの効果があることがわかった。

おわりに

防火カードゲームは第4回予防業務優良事例表彰「 予防広報までの『循環』を意識した火災調査の分析事例」として紹介した予防広報ツールである。今回の事例はこの取り組みを継続、発展させたものである。

防火教育を受けた学生には、卒業、就職後も消防のステークホルダーとして子どもたちに対し、主体的に防火教育を実施していくことを期待している。

今後も、大学等での授業を継続しブラッシュアップしていくとともに、各園での使用実績やアンケートなどを行い効果の検証を継続していく。また、保育者だけではなく小中学校や放課後児童支援員など各教育機関へも展開し、日常に防火を落とし込めるようにしていきたい(図2)。

消防法第5条第1項に基づく火災予防措置命令 唯一の屋内階段を閉鎖した 非特定防火対象物の違反是正

広島市消防局予防課違反是正係 主任 松田光雄



はじめに

広島市は県西部に位置し、北は緑豊かな山々と、南は6本の川に囲まれた政令指定都市である。

広島市消防局(以下「当局」という。)は、令和7年4月1日現在、広島市のほか、安芸郡海田町、熊野町、坂町、山県郡安芸太田町及び廿日市市吉和地区の消防事務を受託しており、管轄面積は約1,457km²、管轄人口は約124万人である。消防職員1,358名、1局、8消防署、32出張所で構成されており、救急救命士の育成を目的とした養成所や市民向けの研修施設である総合防災センターも備えている。

また、令和3年4月に、特殊消防隊の活躍を描いたアニメ「炎炎ノ消防隊」をオマージュした映像で当局のPR動画を作成し、YouTubeに公開しているので、是非ご覧いただきたい。

予防業務においては、市民の安心・安全なま

ちづくりを目指し、消防局と各消防署の予防課を中心に、防火対象物への定期的な立入検査や違反是正指導を行っている。

特に、重大な法令違反については、建物利用者の安全と財産を火災から守るため、徹底した是正指導に取り組んでいるところである。

本稿では、建物5階共用部分に壁や床などの造作が施され、唯一の屋内階段が通行できない状態となり、消防活動に重大な支障が生じていたため、消防法(以下「法」という。)第5条第1項に基づく火災予防措置命令を発し、是正された事例を紹介する。



公式PR動画
「炎炎ノ消防隊」特殊能力者、現る。

防火対象物の概要

用途：複合用途防火対象物(16項口)

構造：地上5階建て耐火構造、建築面積約80㎡、
延べ面積約400㎡、屋内階段1系統

各階用途： 1階駐車場(共同住宅用)、2階～
4階共同住宅、5階事務所

消防用設備：1階誘導灯設置、各階消火器設置

指導経過

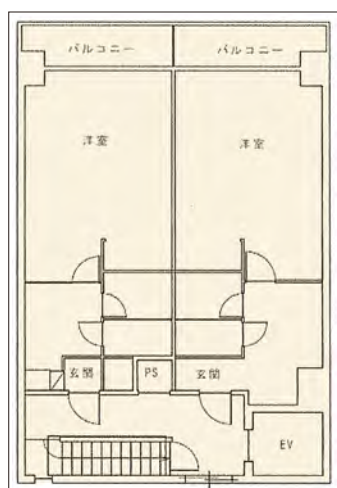
令和5年10月	立入検査により当該違反事項を確認
令和6年1月	違反処理を見据えて再度立入検査を実施
	違反処理(警告)の決定
	区役所建築課(以下「建築課」という。)と合同で実況見分(共用部)を実施
2月	立入検査結果通知書※1及び警告書※2を交付
4月	建物所有者(代表取締役及び取締役)に対する質問聴取を実施 2回目の実況見分(共用部・5階事務所内)を実施
5月	警告事項の履行期限到来

5月	建築課と合同で違反の継続を確認
	建築課が建築基準法違反について文書指導を実施
6月	弁明の機会の付与通知書を交付(提出期限7月8日)
7月	弁明書の提出
	「違反是正推進に係る弁護士事業」を活用
8月	違反処理(命令)を決定
	所有者に命令書※3を直接交付。同日、公示を実施
9月	現地において、所有者、管理会社、建築士及び建築課と工事内容の確認を実施
10月	所有者から建築課あて「改善完了報告書」が提出
	建築課合同による現地検査を実施し、消防活動上支障がない状態を確認。違反処理を完結

※1 指導事項:5階の消火器の型式失効

※2 警告事項:「令和6年5月8日までに、5階共用部を消防完成検査当時の状況に復し、又は関係法令に基づき消防活動上支障がない状態に改修すること。」

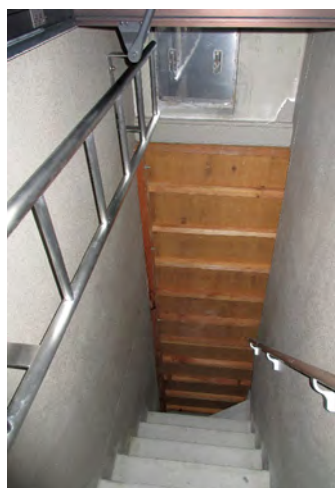
※3 命令事項の履行期限:令和7年2月18日(180日間)



4階平面図



4階共用部の状況



固定はしごと閉鎖箇所の状況

違反処理(警告)の決定

当該防火対象物は、平成14年11月に建築された。

令和5年10月16日に実施した立入検査において、5階共用部の床及び壁等の造作により、避難経路として機能すべき階段及び廊下が専有スペース化され、通行できない状態になっていた。

4階から5階への移動は、造作時に設けられた約40cm四方の開開口部を通じた固定梯子又はエレベーターの利用に限定され、階段本来の避難経路としての機能を失っていた。

建築基準法令上は、建築基準法施行令第112条第11項(堅穴区画)及び同第120条(直通階段)違反に該当する状態が明確であった。

5階は事務用途で利用者数が限定的であ

り、固定梯子を使用して4階に避難することは可能であるが、開口部は極めて狭く、消防活動時に隊員が持ち込む資機材やホースラインの展開において進入するルートとしては、全く使用できないことから、消防活動上重大な支障が生じている状態であった。

また、隣接建物からの進入は構造上不可能であり、はしご車による進入も架線障害により阻まれることから、消防隊が5階へ進入するためには、造作された床材を見上げた状態で、エンジンカッター等での破壊に限られる状況であった。しかし、火災時には煙や熱による視界不良等、制限がある中でこのような破壊作業は非常に困難であり、火災による被害の軽減を図ることができない。



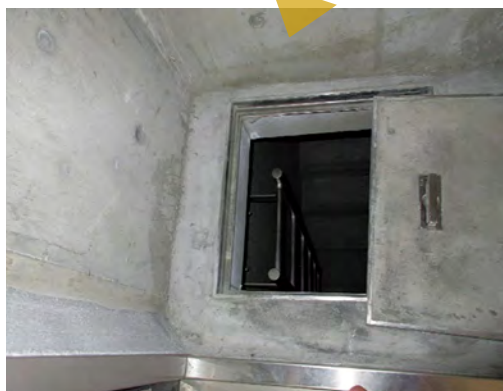
新築時5階平面図



令和6年1月 5階平面図



5階EV前共用部の状況



40cm四方の開開口部

『逐条解説消防法〔第五版〕』（東京法令出版株式会社）によれば、法第5条第1項に係る「消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合」（第3条第1項の解釈参考）とは、「いずれも命令権者の認定に委ねられるが、周囲の状況…を勘案して、個別的、具体的な危険又は支障が認められる必要があるが、必ずしも現実的な火災危険があることを要するものではなく、火災予防について専門的な知識、経験を有する立場から、過去の事例等を参考に、個別的な状況から合理的に判断して具体的な火災危険性があると認められれば足りる」とされている。

また、平成14年11月以降の当該建物の改築等情報の有無を確認し、改築等の情報はなかったことを建築課に確認したことから、法第5条第1項ただし書に該当する事実はないことを確認した。

以上の状況を踏まえて、「火災発生時の消防活動に重大な支障を生じている」と判断し、令和6年2月8日、法第5条第1項に基づく火災予防措置命令を前提とした警告書を交付した。

命令の発動

【質問聴取】

調査の結果、この造作は現所有者によるものではなく、建築当初の所有者が実施した可能性が高いことが判明した。現所有者は造作箇所を知らずに建物を購入しており、違反状態については認識がなかった。とはいえ、現所有者は建物の処分権を有しているため、その責任を逃れる

ことはできず、消防法上の命令の対象となり得る立場にある。

問題の5階部分は法人事務所の占有室内であり、床及び壁等の改修には占有者の承諾が必要で、これまで拡張されていた事務所内の室内が共用部に戻るため、執務スペースが狭まり事業運営上の支障が生じる状況であった。また、当初の賃貸契約と内容が変わることになるため、毎月の賃貸料や工事期間中の保証金等について、所有者と協議して折り合いをつける必要があった。

所有者は占有者に対し工事協力を依頼したが、占有者は「工事期間中の事業停止による損失補償」や「保証金や迷惑料の支払い」等を条件に掲げ、交渉は平行線をたどった。

その後、何度か直接交渉を繰り返すも、所有者・占有者間の保証金等の交渉は長期化し、是正の見通しは立たない状況が続いた。

【実況見分】

令和6年4月23日に2回目の実況見分を行い、5階の事務所内や閉鎖箇所を詳しく見分し、また消防隊の進入ができない状態をより明らかにした。

【命令の決定】

令和6年5月8日、警告の履行期限を迎えたが、違反状態は継続していた。所有者・占有者間の保証金等の交渉は依然としてまとまらない。

令和6年6月4日、所有者に「弁明の機会の付与通知書」を交付し、提出期限を令和6年7月8日と設定した。これを受けて、令和6年6



実況見分の状況

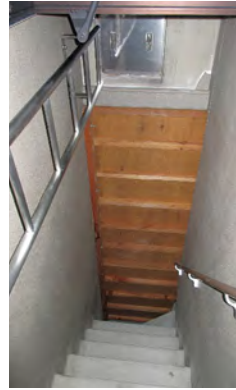




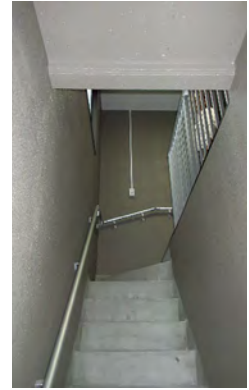
4階 工事前



工事後



4階 工事前



工事後

月10日、所有者は弁護士と委任契約を締結し、保証金交渉を含む示談交渉を開始した。

令和6年7月3日に弁明書が提出され、その内容には、示談交渉で解決の見通しが立たず、民事調停に移行する旨が記載されていた。

令和6年7月13日、命令の手続きの中で、現所有者が違反行為者ではない点、命令の履行期限の設定、民事調停を理由とした処分中止又は留保の可否といった課題を整理するため、「違反是正推進に係る弁護士事業」を活用し、専門的な見解を求めた。

弁護士への質問事項及び回答(一部抜粋)

質問事項①

「違反処理標準マニュアルには、弁明書提出後には命令の妥当性の有無の判断を行い、無い場合は命令の中止とある。命令の中止とする場合には、弁明書の内容又は進捗状況において、当該違反が改修される具体的な見込み(例：改修工事業者との契約等)又は、火災危険の低減(例：5階占有者退去等)がない限り中止の判断はないと思慮するが、民事調停等を考慮して命令の中止をすることは可能なのか。」

回答①

「特に命令を中止する要素はないと思います。時間はかかるにせよ、所有者に正当な所有権原があるなら、訴訟等で共有部分

の不法占有を排除させる確定判決が得られ、強制執行により不法占拠部分を原状回復させる見込みはあると思われるからです。また、それも待てないという事態のための法第3条第4項で代執行を予定していることから、例えば一部でも階段部分が通れるようになったなど、危険性が相当程度低下しない限りは、命令は維持すべきと考えます。」

質問事項②

「命令書の履行期限の設定について、本命令(防火対象物改修除去等措置命令「法第5条第1項」)の趣旨(公益優先の見地から、一部関係者の権利を犠牲にしても予防行政の目的達成に万全を期す)からして、改修工事に最低限必要な期間を3か月間として、警告書の履行期限同様に設定すべきか。または、弁明書に記載されている内容を十分に斟酌し、民事調停等に進展することを見据えた6か月から1年間、さらには1年以上とした期間を設定することは可能であるのか。」

回答②

「期間設定は、様々な考え方がありますので、いずれの考え方も妥当であると考えます。また、第三の考え方があれば、それも検討すべきです。」



5階EV前共用部 工事前



工事後



5階廊下

令和6年8月8日、行政処分の妥当性を確保するため、法第5条第1項の要件、留保要件(社会通念上妥当な理由等)、警察比例の原則、また、関係者間の事情等について、関係法令や判例のほか、弁護士の見解も踏まえた検討を行った結果、命令を発することを決定した。

令和6年8月22日、違反建物において所有者に命令書を直接交付し、同日、公示を実施した。

○命令事項

令和7年2月18日までに、5階共用部を消防完成検査当時の状況に復し、又は関係法令に基づき消防活動上支障がない状態に改修すること。

○命令理由

上記防火対象物は、5階共用部に壁及び床板等が造作されて唯一の屋内階段が通行できない状態であり、5階での消防活動に重大な支障が生じると認められるため。

改修工事の実施と命令の効力消滅

命令書交付後、工事の承諾を占有者から得ることができた旨、所有者から報告があった。

所有者によると、弁護士を通じて民事調停や訴訟を示唆した段階で、占有者が工事を承諾したとのことであった。

令和6年9月2日、所有者、管理会社、建築士、建築課と現地で工事内容を確認し、工事期間が令和6年10月末まで及ぶことを確認した。

令和6年10月1日、所有者から「改善完了報告書」が提出され、令和6年10月3日には建築

課により書類審査の結果、建築基準法に適合したとの報告を受けた。

令和6年10月7日、建築課と合同で現地検査を実施し、消防活動上支障がない状態を確認した。命令事項は履行期限内に履行され、命令の効力は消滅した。同日、公示の撤去を行い、違反処理を完結した。

まとめと教訓

本事例では、唯一の屋内階段が閉鎖され、5階での消防活動に重大な支障が生じている違反建物に対して、段階的な指導を行い、最終的には法第5条第1項に基づく火災予防措置命令を発した。

違反処理を進めたことで、所有者が違反建物の危険性を十分に理解し、占有者との民事調停や訴訟を見据えた本格的な交渉を開始したことが解決の糸口となった。

本命令は、公益を優先する観点から、関係者の権利を一部制約しても、予防行政の目的達成に万全を期すため、火災予防措置命令を発した事例であり、行政処分によらなければ正されず、危険な状態が継続していたと考えられる。

これにより、健全な建物へと復元され、災害発生前に建物利用者の安全と財産を守ることができ、火災予防における行政処分の有効性を示す事例となった。

今後、類似事案に対処する際の参考事例となれば幸いである。



「もしも」に備える 横浜の防災体験スポット

横浜市消防局 予防部 横浜市民防災センター 長谷川萌里

横浜市民防災センターで“楽しく学ぶ”自助・共助の知恵

横浜駅から徒歩10分。都会の喧騒を抜けた先にある「横浜市民防災センター」。ここは、ただの展示施設ではない。地震や火災、風水害など、実際に起こりうる災害を“体験”しながら学べる、防災学習の拠点である。

横浜市消防局が所管する横浜市民防災センターは、防災体験施設としての役割のほかに、横浜市内全域のNBC災害等の特殊災害に対応する「機動特殊災害対応隊」の活動拠点、音楽を通じて幅広い広報活動を行う横浜市消防音楽隊の活動拠点としても知られている。

「楽しく学んでしっかり備える」。そんなコンセ

プトのもと、横浜市民防災センターでは子どもから大人まで、誰もが防災の知識と行動力を身につけられるよう工夫が凝らされている。防災の知識を身につけることは、災害時に自分や自分の家族を守るために非常に重要である。地震や火災、風水害などの災害を疑似体験することで、実際の災害時にどのように行動すべきかを学ぶことができる。

体験できるのは、大まかに2種類。「地震・火災体験ツアー」と「風水害体験ツアー」だ。ガイドが付き、詳しい解説を聞きながら体験することができる。さらに詳しく防災について体験をしたい人向けに、災害時に役立つ知識が身につく7種類のプログラムも体験することができる。



横浜市民防災センター



見る、揺れる、そして学ぶ——体感する“災害のリアル”

……「もしも」の瞬間、あなたはどうか動くか。

この施設ではそんな問いに真正面から向き合える体験ツアーが用意されている。その代表格が「地震・火災体験ツアー」だ。このツアーは、災害の恐ろしさを“知識”として得るのではなく“体感”して学ぶことを目的としている。

災害は突然やってくる。だが、私たちはその「瞬間」をどれだけリアルに想像できているだろう？

そんな問いに答えるために設けられた180度の大型スクリーンが搭載されている災害シアターでは、没入型の映像体験をすることができる。

「災害は遠い世界の話ではない」。そう気づかせてくれる災害シアターは、家族連れにも、企業研修にも、そして防災初心者にもおすすめのコンテンツである。

震度7の揺れを再現する地震シミュレーターでは、映像と装置を駆使して、家具が倒れ足元が不安定になる状況をリアルに再現。参加者は、ただ揺れを感じるだけでなく、揺れの中で自分がどのような状態に置かれるか、体感をした上でその時にどのように動くかを考えることができる。

続いて体験するのは火災。火災シミュレーターで

は、消火器の使い方を学び、初期消火の重要性を実感する。模擬火災に対して実際に訓練用の消火器で噴射する訓練も行われる。火元を狙う角度、距離、タイミング。全てが生死を左右する要素であることを、体験を通じて理解できる。

さらに、煙が充満する避難通路を進む「煙避難体験」では、視界が遮られ、呼吸がしづらくなる状況を再現。参加者は、ハンカチで口元を覆いながら、壁伝いに出口を探す。ここで最も重要なのは、煙の怖さを知ることにとどまらず、実際の火災で誰もが冷静でいられない、そんな状況下でどう行動すれば命を守れるかを、身体で覚えることなのだ。

60分の体験ツアーの締めくくりとなる減災トレーニングルーム。地震が起きた瞬間、あなたはどうか動くか。火災が発生したら、どこへ逃げるか。災害時に必要なのは、知識だけではない。瞬時の判断と、正しい行動力。それを養うための場所がこの減災トレーニングルームである。

この部屋では、さまざまな災害時のシナリオに沿った模擬訓練が行われる。住宅を再現した一室にグループで入ると、プロジェクションマッピングと音を利用した災害の疑似体験が始まる。地震・火災体験ツアーで学んできたことをもとに、実際に自分の判断で災害時の初期対応を行う。

横浜市民防災センターが伝えたい「自助と共助」。同じグループ内にけがをした方はいないか？ 全員そろって避難できているか？ ときには自分の対応のみならず、周りが見えているか、ガイドの指示に従いながら気づき、学んでいく。単なる座学では得られない、身体を使った学びがここにはある。

60分間ガイドが丁寧に説明しながら進行するため、こどもから高齢者まで安心して参加できる。参加者からも「知らなかったことが多かった」「実際に体験することで意識が変わった」という声がよく聞かれる。

このツアーは、単なる防災教育ではない。災害時に「自分の命を守る力」を養うための、実践的なトレーニングなのだ。風水害体験ツアーやそのほかの体験プログラムについても、同様に災害時の備えについて身をもって体験・学習することができる。自分の住んでいる地域のハザードマップを調べ、起こりうる災害に合わせて体験をしてもらいたい。

全国初・マンション防災コーナー

令和6年4月、横浜市民防災センターに全国に先

駆けてマンション防災コーナーが誕生した。その背景としては都市部特有の事情がある。共同住宅に住む一般世帯の割合は全国平均が約4割に対して、横浜市内では約6割を占めている。地域に沿った状況に一刻も早く対応するため、横浜市民防災センターが動いた。

コーナー名は「ダイワハウス presents マンション防災考えるーム」。その名のとおり、大和ハウス工業株式会社（大阪）と横浜市が連携協定を締結し、4人家族が住むマンションの居室内をイメージしたモデルルームを製作し、防火防災の観点から必要となる設備等を設置することで、2方向避難や備蓄の重要性を伝えるものとなっている。

——避難ハッチの設置。避難ハッチの蓋には、チャイルドロックが掛かっていることはご存知だろうか？ こどもの転落防止に有効であるが、災害時に慌てていると、ロックされていることに気づかず蓋を開けられない。平時に開ける動作を一度でも体験していれば、とっさの時に使用が可能である。

また、日常ではまず使用している様子を見かける機会のない避難はしごにぶら下がる体験ができる。



災害シアター



地震シミュレーター



火災シミュレーター



減災トレーニングルーム



ダイワハウス presents マンション防災考えるーム



ぶら下がりの様子



備蓄ウォール



コンロ火災の啓発



避難ハッチ開放の様子

裸足で乗ると足の裏が非常に痛く、逃げづらい。そんな体験を通じて、ベランダにスニーカー等を用意しておく必要性を感じるのではないだろうか。

現在は、マンション住民向けと管理組合向けの2つのシナリオを作成し、体験プログラムとして運用をしている。また、自治会や管理組合向けの防災グッズや資料も充実しており、共同住宅における防災の啓発にも役立っている。「自宅が安全とは限らない」。そんな気づきを与えてくれるこのコーナーは、マンションに住む全ての人にとって、見逃せない学びの場である。

地域とつながる防災教育

年間約8万人以上が訪れるこの施設は、学校の校外学習や企業の研修にも利用され、地域防災のハブとしての役割を果たしている。親子向けの防災イベ

ントなど、全世代楽しみながら学べるイベントも多数開催。防災という堅い印象をもつ人も少なくない。どんなきっかけでも構わない。自分の身を、大切な人を守るために防災について少しでも身近に感じて、興味を持ってもらうために多岐にわたってイベント企画を行っている。

災害はいつ、どこで起こるかわからない。だからこそ、日頃の備えが大切である。横浜市唯一の体験型防災学習施設、横浜市民防災センターは、そんな「備え」を、楽しく、そしてリアルに体験できる場所。家族での週末のお出かけ先としても、企業研修の場としても、ぜひ一度訪れてみてはいかがだろうか。

横浜市民防災センター
公式ホームページ

<https://bo-sai.city.yokohama.lg.jp/>

避難器具 マシマシ で行こう

すべり台…最強の 避難器具…かも

三田村二郎

三田村二郎と申します。今回はすべり台についてお話いたします。

すべり台はその文言の通り、滑りおろすための器具です。遊具としてのすべり台と避難器具としてのすべり台は、外見や構造が似ていても適用される法規や設計基準が大きく異なります。遊具は主に公園や園庭などで日常的な遊びを目的として設置されており、建築基準法や消防法による規制対象ではありません。すべり台の強度は、利用者が安全に遊ぶように設計されており、通常は国際規格 (EN1176、ASTM F1487 など) の要求を満たすよう作られています。これらの基準では、想定される最大使用者体重 (一般的に子ども 1～2 名分) や、複数人が同時に乗った場合の荷重、さらに遊具の使用時にかかる動的荷重 (勢よく滑る、飛び乗るなど) に耐えられる強度を求めています。

一方、避難器具としてのすべり台は、「避難器具の基準」(昭和53年3月13日消防庁告示第1号、以下「基準」) 及び「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」(平成8年4月16日消防庁告示第2号) により基準が示されており、登録認定機関による認定が実施されています。想定される荷重は複合的に求められており、踊場の床面積 1 m 当

り 3.3 kN にすべり面 1 m 当たり 1.3 kN を加えた値に自重、風圧力、地震力、積雪荷重に耐えられる強度を求めています。どちらも設置時及び使用時の安全性については十分に検討されており、安心して使用できるようにになっています。

2025年8月現在型式認定を取得しているすべり台は14社115型式ありますが、この14社の中には遊具も同様に製造している製造者も多く、専門業者の多い避難設備製造者の中でも特殊な存在となっています。

避難器具としてのすべり台は、建築基準法における床面積の算定には通常含まれません。床面積は、建物の各階の壁や柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を指し、避難器具はこれに含まれないためです。

避難器具としてのすべり台の形状として、直線式とらせん式があり、設置環境に応じて選択されています。直線式のバリエーションで滑降面がカーブしているカーブ式 (曲線式) という製品もあります。

直線式は原則的に2階用です。勾配角度は基準では30度前後ですから、階高が5mとすると10m程度の敷地が必要となり、それ以上の階高となった場合はさらに広大な敷地が必要となるため、現実的には設置は難しいでしょう。では3階建てで直線式を設置したい場合はどうするのか、筆者の知る限りでは3階から2階、2階から1階といった形で直線式が設置されている病院の例があります。立面図で見るとちょうどエスカレーターが各階にあるようなイメージで、設計された方のご苦労が忍ばれます。すべり底面は板状のものとパイプ状のものとがあり、パイプ状のものは砂などの堆積物が溜まりにくくなっています。

直線式のバリエーションであるカーブ式 (曲線式) はすべり方向の敷地が狭い場合に、すべり面の途中または出口部分をカーブさせ、敷地に降下させるもので、言われて見ればなるほどと思いますが初めて見たときは「へえー」と感嘆したことを覚えています。



カーブ式すべり台の例



車椅子対応型の例
少しわかりにくいですが右上部の乗込部分の高さが車椅子とほぼ同じ高さ(45cm)になっている

らせん式は建物外壁に沿って塔状に設置されます。すべり底面はパイプ状のものが多く、すべり方向と平行に設けられていますが、中にはローラー状になっているものもあります。ローラー状のものはすべり装置という区分に分けられ、性能評定品となっています。構造は1本の柱の周囲を旋回するように作られており、設置スペースは最小で直径1,350mm程度の製品もありますが、おおむね直径2,500~3,000mmの製品が多くなっています。らせん式は各階からのすべり面と踊り場がユニット状になっているので、10階までの高層階でも設置することが可能です。外縁部にルーバーと呼ばれる縦方向に伸びる柵状のものが設置されることが多く、ルーバーのないものは安全性を重視しメーカーは3階以下の建物に設置することを推奨しています。そのほか、内回りに消防隊の進入・避難時の介護・通常の保守点検を目的としたタラップ状の段が設置されたもの(建築基準法に適合していないため、一般使用はできない。)、建築基準法上の階段としても使用可能な外側階段の付いたタイプがあります。昨今では車椅子対応型のすべり台も開発されており、車椅子からの移動がスムーズに行えるように設計されています。

避難器具としてのすべり台は初期導入費こそ比較的高額ですが、耐用年数、維持管理費、定期点検の頻度を含めたランニングコストが低く、ほぼメンテナンスを必要としないため(点検は必要ですよ!!(笑))、一度設置すれば半永久的に使用できます。ただし、ルーバー部分はすべり台の基準に含まれていないため、鉄製の塗装品が採用されることもあり、錆などが発生し、再塗装する場合は単体で足場を組



コンクリート製階段に併設されたすべり台の例

み上げる必要があるため、その部分の修繕だけで高額となる可能性も考えられます。筆者の知る例では、とある病院の4階のすべり台のルーバー部分の塗装だけでかなりの高額となり、予算の都合から修繕せずそのままになっていたこともあります。

ところで、「基準」第四 二(一)にはこう書かれています。

- 二 すべり台の材質は、次に定めるところによる。
- (一) 底板、側板、手すり及び支持部は、鋼材、アルミニウム材、鉄筋コンクリート材又はこれと同等以上の耐久性を有するものであること。

材質の鋼材、アルミニウム材はさておき、鉄筋コンクリート材のすべり台って見たことがありますか？

昭和30年代から40年代前半までに建てられた2階建ての保育園などの施設にはコンクリート製階段に併設される形で設置されることがあったようです。すべり面の表面はテラゾーや特殊な塗装などで平滑化されていたりします。建築年代が古いため、もし出くわしたら絶滅危惧種を見るような目で眺めてあげてください(笑)。

すべり台は高齢者、障がいのある方、幼児など、自力で階段を降りることが困難な利用者を抱える施設においては、かなり有効な避難器具といえます。他の避難器具が全て操作を伴う(能動)なのに対し、操作する必要がない(受動)であることが最大の理由で、設置スペースと価格の面がクリアできれば最強の避難器具でしょう。

この続きはまた次回。



韓国訪問記（後編）

韓国消防この10年の改革

——前回に引き続き、武居センター長のお話を伺います。

武居 よろしくお話しします。

実は、ちょうど韓国消防庁でヒアリング前後の時間帯に、韓国中部・京畿道の高速道路の工事現場で大きな崩落事故（死亡4人・重軽傷6人のほか1人閉じ込め）が発生し、担当者がその対応で慌ただしく出入りして意見交換の順番が変わったりしました。同じ消防を経験した者として、どうぞ気になさらないで下さいと申し上げ、まさに同志のような気持ちになったのも印象に残ります。

また、私たちの帰国後すぐの3月には、韓国では大船渡の山火事の20倍以上の焼失面積となる、前例のない大規模山林火災が発生しました。多くの犠牲者（消防士3人・政府職員1人を含む32人死亡）も出ておりますので、韓国の消防関係の皆様の日夜を分かたずの懸命の消防活動に思いを寄せ、心からのご冥福とお見舞いを申し上げます。

——まさに同じような時期に大きな山林火災がありましたね。同じ消防人として、国民の生命と財産を守るという使命は共通すると思いますが、改めてお見舞い申し上げます。そのほか意見交換の中ではどんなことが話題になりましたか。

武居 何と言っても、この10年の動向の中で極めて大きな改革といえるのは、2020年にすべての消防職員の身分が国家公務員に一元化されたことがあります。それまでは、中央政府の消防庁の国家消防職員と市・道の地方消防職員に分かれていました。日本では東京消防庁がそうですが、都道府県・広域自治体レベルの消防と国家組織内の消防と言えばわかりやすいのかもしれませんが。お聞きしますと、各市・道消防本部で独立して運営されていますと、地域間で生じる人材や予算の差異が消防活動・消防サービスの格差につながるという問題が大きくなってきたこともあったようです。

——お話の限りでも極めて難しい制度改革だったように想像しますが、その後の状況をお聞かせいただけますか。

武居 消防安全交付税、各種基金などの国からの財政支援が充実し、地域間の人材・予算の格差が



海外消防情報センターセンター長（当時）
武居文二

消防庁救急救助課長、福岡県副知事、
消防庁国民保護・防災部長、総務省地
域力創造審議官などを経て2022年
10月から2025年7月まで海外消防
情報センター・センター長
（この記事は2025年6月に実施した
インタビューによるものです。）



調査ヒアリング風景（ソウル消防）

緩和・縮小し、また国家的災害時において中央政府と市・道との指揮・命令体系が強化され、災害対応が円滑になったと伺いました。人事権や日常的な指揮命令系統は市・道に残されているともおっしゃっていました。

身分に関していえば、私が一昨年に調査したシンガポール消防や現在最終取りまとめ作業をしているカンボジア消防につきましても国家公務員なので、歴史や国情、消防を取り巻く環境等を踏まえて、どれが正しいというのではなく、それぞれ目指すべき消防の形やアプローチがあるのだと思います。

日本の場合は、日本列島が距離的にも長く地形も複雑で、世界的にみても地震を含め多種多様な災害・事故・緊急事態がいつでもどこでも起こりうる。そのような中で、地域における安全安心を守るためには、それぞれの地域で自助・互助・共助・公助をうまく調和させ、取り組んでいく必要がある。とりわけ、世界に誇る消防団と常備消防が密接に連携して迅速に初動対応にあたっています。日本では、これに大規模災害時の緊急消防援助隊派遣もありますので、やはり自治体消防体制がこれからも基盤であり続けるのではないかと改めて思った次第です。

韓国消防の予算や財源の仕組みについては、今後取りまとめる報告書においてふれていくつもりですが、韓国消防庁やソウル消防でお話を伺った限りでは、必要な予算はしっかり確保され年々増額され



ソウル消防庁舎

ているとのことでした。

——各国の違いとともに通底する価値感を学ぶことで、日本固有の特性がどこに由来し今日につながっているのかを見つめなおす貴重な機会になりますね。見過ごしていた私たちの「当たり前」を改めて認識させられる思いです。

武居 そうですね。いろいろと考えさせられることがありました。それから、韓国消防全体の予算の充実度が増し、現場のレベルアップが進んでいるような印象を受けました。特にDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進については、中央政府主導で共通仕様で進めることができる点で、たぶん日本よりも進んでいるかもしれないと率直に思いました。時間が限られており、この点は確かめられませんでした。



ソウル市庁舎と中心市街

その他、これも大事なことです。消防職員の身分が国家公務員に一元化されて、隊員の処遇や福利厚生が充実がされているように感じました。現場に近い消防の方との立ち話でもそんな印象を受けました。

また、韓国消防庁でのヒアリングの中で、これからの3大プロジェクトとして、国立消防病院、消防心身修練院、消防博物館の整備を計画しているとお話を伺いました。2年ほど先の整備に向けて、進捗は若干遅れているようですが着実に進めていきたいとのことでした。

——完成予想図もあるようですが、国立の施設となると立派な施設になるのでしょうか。

武居 消防病院は300床規模でソウル大学病院に委託するようです。健康回復のための心身修練院は、危険と常に隣合わせの消防隊員にとって、心身のリハビリとリフレッシュにより健康を取り戻し、元気に業務に従事してもらううえで、大いに貢献するのかもしれません。消防博物館も含めこれら施設の整備は、国家公務員に一元化されたことの大きな成果のひとつと位置付けられているようです。

——そのような施設ができれば、またいつか追加の調査に行かなくてははいけませんね(笑)。ソウル消防でもヒアリングを行ったとお聞きしていますがどうだったでしょうか。

武居 ここでは詳しくはふれられませんが、ソウル消防の取組の現状についてお話をお伺いしました。やはり近年の新しい取組としては、ソウル消防でも、日本と同様に、増加・複雑化する消防需要に対処

するため、AIやデジタルの分野に特に力を入れているような印象を持ちました。119番通報が殺到する場合のAIコールボットによる対応優先順位判定や、消防活動における建物・道路・気象情報・出場消防力現況・現場映像などを総合化・ビジュアル化したデジタルシステム、さらには深夜時間帯における火災パトロールロボットによる火災の早期感知と初期対応連動等々、いろんな分野での取組があるようです。この点も、時間が限られており詳しくお聞きできず残念でした。変わったところでは、知能型CCTVのお話で、漢江の橋梁の人の往来を映像モニターで解析できる設備を設置して、飛び降り者の行動パターンを分析し、飛び降りの恐れがある場合に出場隊を自動的に編成し送り出す試みを行っているとの話題はとても興味深かったです。

なお、現在のソウル消防の本庁舎は中心部から少し離れているのですが、将来的にソウルの中心部に庁舎移転する計画もあるようです。

ソウル消防の各施設への訪問

——その他、ソウル消防の訪問で印象に残ったことなどはありましたか。

武居 何しろ駆け足の出張でとてもタイトなスケジュールでしたが、本当に良くしていただきました。時間的に難しいのは承知していましたが、出張中さらに消防署の現場の雰囲気だけでも見たいとお願いをしました。前日夕方の急遽のお願いでしたが、担当の女性消防尉の方が、翌日は議会対応等で時間的に厳しいにもかかわらず、「本庁出勤前の朝早



国立消防病院(左)、国立消防博物館(右)の完成予想パネル



鍾路119安全センター／朝の勤務交代時に記念撮影

い時間でよければ私が案内します」と申し出てくださり、鍾路消防署とその出張所（鍾路119安全センター）を案内していただいたのには、自分でもお願いしたものの日本だったらどうだろうかと、申し訳なさとうれしさが入り混じった気持ちになりました。また、私たちが徒歩で鍾路消防署から119安全センターに向かう道中に、鍾路消防署の職員が広報車両で追いかけてきて、少しでも時間を節約したほうがいだろうと乗せてくださったことにも感激しました。鍾路119安全センター訪問時にはちょうど朝の勤務交代の時間帯で、所長さん以下、職員の皆様が出てきてくださり、一緒に記念撮影をすることになりました。

119安全センターの所長さんは、突然の訪問にもかかわらず、快く事務所に招き入れて、壁に貼られた管轄区域の地図を指さしながら昨年来の大規模デモの際にはここの通りで警戒対応にあたったといったお話などもお聞きできました。

——それは記憶に残る訪問になりましたね。ソウル消防は東京消防庁との技術交流や情報共有を行うなど協力関係を築いているそうですね。

当センターにも2024年11月に韓国消防安全院（Korea Fire Safety Institute, KFSI）の金連熙理事ほか10名が来訪され、意見交換や情報交換が行われました。金連熙理事をはじめ、韓国消防安全院の皆様の自国の安全・安心に対する意識の高さと熱意に当センターの職員も感銘を受けました（月刊フェスク2025年1月号「[韓国消防安全院の来訪について](#)」）。その他、市民安全体験館も訪

問されたとのことですが。

武居 はい、ソウル中心部から少し離れた近郊にあるボラメ市民安全体験館を訪問しました。ソウルには2つの体験館があり、最初のクァンナル市民安全体験館は2003年、ボラメ市民安全体験館は2010年の開設です。整備にあたっては、東京消防庁からも学ばせていただいたとのことでした。

ボラメ市民安全体験館は、子どもの頃から災害を疑似体験し学ぶことで、市民の防災意識と対応力を育てることを目的にしています。地震・台風・火災・交通事故の4つの災害体験の場や心肺蘇生法などの基本的な応急処置を学ぶ場、消防施設・設備の作動原理・操作法を学ぶ専門体験の場などが整備され、指導教官の消防士の皆さんが情熱を傾けて教育研修にあたっているお話を伺いました。

韓国では、1995年の三豊百貨店崩壊事故や2003年の大邱地下鉄火災など、多数の市民が犠牲となる重大事故も発生しており、多くの教訓を残しました。こうした背景もあり、市民の防災意識を高め、災害時の対応力を育成することに大変力を入れているように感じました。

——2003年に大邱で発生したガソリンによる地下鉄放火火災は、200人近くの方が犠牲になった非常に痛ましい事件でしたが、私たちの国の最近の地下鉄やホームでの事故や危険行為をみても本当に同じようなことが起きないか心配ですね。

武居 同感です。体験館の施設内には、VR等を活用した仮想体験などを楽しみながら学ぶことができるようになっており、短い時間でしたが、私たち



鍾路119安全センター／管轄区域の説明を受ける



ボラメ市民安全体験館

も地下鉄火災を再現した体験プログラムをやってみました。実際の地下鉄と同じような車両の座席に乗っていると、火災を模した煙のようなものが発生し、参加者はその中で避難行動を取るという内容です。避難中の私たちの様子がモニター映像で記録されていて、体験後に「センター長の逃げ方は……」と指導教官から講評をいただきました。ほんの一部でしたが、楽しみながら体験を通じて学び、そこから得た教訓を振り返って身に付けることで、実際の災害時により的確で迅速な対応ができるようになる。そうした学びのサイクルがこの施設の各所に準備されているとのことでした。

韓国と日本の消防分野におけるパートナーシップ

——リアルな臨場感ある身体を動かす体験を通じて災害や事故を身近に感じ、体験の振り返りから学びをさらに深めていくことは、非常に実践的で効果的なプログラムだと思います。災害や事故は誰でも頻繁に体験するわけではありませんので、災害・事故時の対応力向上にはとても効果的でしょうね。韓国を訪れる機会があれば、お国柄の違いや共通点を感じながら体験してみたいものです。

最後に、韓国と日本の消防分野におけるパートナーシップについて、どのようにお考えでしょうか。
武居 私などがお話しするのは大変僥越ですが、これまでの消防関係の仕事や韓国に近い福岡などでの勤務経験も踏まえて、自分なりに少しだけ申し上げたいと思います。両国は、とても長い交流の歴史があります。お互いに自然災害の多い地域に位置

しています。今年の山林火災もそうでした。気候変動の影響や都市化の進展により、火災や台風・豪雨災害、地震などは、いったん発生すると、とても大きな被害になります。少子高齢化や過疎化に伴う課題や救急需要の増大も共通しています。

「国民の生命と財産を守る」という消防の崇高な使命は、韓国も日本も共通です。この共通の価値観を基盤に、両国が様々な交流を進め、相互理解と信頼を深めることはアジア全体にとっても非常に大事なことに思います。

——韓国と日本が消防分野で協力し合うことは、両国の安全のみならずアジア全体の安全安心と消防分野の発展にとっても非常に重要ですね。今後も活発な交流を通じてお互いに学び合い、ひとたび大きな災害があったら助け合える、そんなより良い関係を築いていくことの大切さを改めて認識させられました。本日は貴重なお話を誠にありがとうございました。

武居 この度は貴重な機会をいただきありがとうございました。日韓国交正常化60周年という節目の年に韓国の消防関係者と交流できたことに本当に感謝しています。韓国でお世話になったお一人お一人の顔を思い浮かべながら、インターネット等の活用で便利な時代だからこそ、直接の顔の見える交流の価値の大きさ・大切さを実感したところです。今回の調査結果をまとめた『韓国の消防事情』は、まだいくつかの情報収集・整理が残っている段階ですが、その成果は今後、海外消防情報センターのホームページにて公開していきたいと思います。その際はぜひご覧ください。



地下鉄火災の避難体験

違反是正講演等動画配信事業 (オンデマンド配信)

主催：一般財団法人日本消防設備安全センター／後援：全国消防長会

違反是正支援事業の一環として、総務省消防庁、各消防本部等のご協力のもと、消防職員限定で違反是正講演等の動画を配信します。

令和7年度 基調講演

講演内容	講演者
1 「予防行政の動向」	総務省消防庁予防課
2 「合理的な査察実施体制の構築」	千葉市消防局
3 「消防用設備等の点検が未報告の共同住宅に対する是正指導について」	福岡市消防局
4 「違反是正への3つの取組み」	熊本市消防局

令和6年度 消防法令違反是正事例発表会 事例発表動画(全9本部)

札幌市消防局、十日町地域消防本部、東山梨行政事務組合東山梨消防本部、名古屋市消防局、湖南広域消防局、豊岡市消防本部、広島市消防局、徳島中央広域連合消防本部、熊本市消防局

※配信期間中は、令和5年度違反是正事例発表動画(令和6年度配信事業)全8本部もご聴講いただけます。

配信・聴講の詳細

配信期間	令和7年10月6日(月)～令和8年6月30日(火)
募集対象	消防職員限定
配信場所	日本消防設備安全センターホームページ 違反是正支援センター 違反是正講演等動画配信事業ページ内 🔗 https://www.fesc.or.jp/ihanzesei/zesei_symposium/index.html
聴講方法	・聴講を希望される方は、ホームページから登録をしてください。 ・配信及び聴講要領については、登録者に対し個別にメールにて送付いたします。 ・登録者については、配信期間中いつでも聴講可能です。
聴講費	無料

【違反是正支援センターからのお願い】

聴講後、アンケートへの回答をお願いします。

頂いたご意見は、今後の動画配信事業等の違反是正支援センターが実施する各種事業に反映させていきたいと考えております。ぜひ率直なご意見をお寄せください。

例) ○○に関する講義を聴講したい、○○に関するリーフレットが欲しい等



令和7年度 配付モデル事業における 実施地区等の決定について

一般社団法人全国消防機器協会

一般社団法人全国消防機器協会(以下「当協会」という。)では、住宅火災による死者数の急増、地域の安全・安心に対する意識の高まりなど消防防災分野を取り巻く社会情勢を踏まえ、社会の安全・安心に資するため、外部有識者を交えた「社会貢献委員会」(以下「委員会」という。)を平成16年に設置し、社会貢献活動の促進に必要な事項を審議、検討することとしております。

当協会は、委員会の審議及び検討結果を受け、傘下団体各会員などの活動を通じて、火災・災害による被害の軽減や地域における安全・安心の向上など消防防災分野における社会貢献活動を行っています。

令和6年度までは、主として高齢者世帯を対象とし、住宅用火災警報器(以下「住警器」という。)の普及活動、住宅防火対策の推進、地域特性等を考慮したモデル地区を選定し、住警器、住宅用消火器及び防災品の寄贈を行っておりましたが、今年度より、住警器等の寄贈に加え、新たに、自衛消防組織への消火訓練等に関して支援する体制等が整っている消防本部を対象とし、訓練用の屋内消火栓(以下「消火栓」という。)を寄贈することとしております。

令和7年度における配付モデル事業につきましては、「住宅用火災警報器等及び消火栓の配付モデル事業への協力について」(令和7年4月4日付け消防庁予防課事務連絡)及び当協会のホームページにおいて、モデル地区等の募集を行い、5月末に締め切りしましたところ、

住警器等については31都道府県の63団体(地区)から、消火栓については11都道府県の15消防本部から、応募がありました。

7月29日に開催いたしました「住警器等配付モデル事業実施地区選定委員会」におきまして、別表1及び別表2のとおり、20地区を住警器等配付モデル事業実施地区、1地区を住警器(100個)配付モデル事業実施地区及び5消防本部を消火栓配付モデル事業実施消防本部として選定いたしました。

当該住警器等配付モデル事業実施地区には住警器(100個)、住宅用消火器(25本)及び防災品(防災毛布25枚)を、当該住警器配付モデル事業実施地区には住警器(100個)を、当該消火栓配付モデル事業実施消防本部には消火栓(1台)を寄贈することとしております。

また、申請者の皆様には、7月31日付けでご連絡をしたところであり、住警器等については敬老の日を中心9月1日から21日までに行われます「住宅防火・防災キャンペーン」に併せまして高齢者世帯を対象に、また、消火栓については来年3月1日から行われます「春季全国火災予防運動」前までに、配付設置していただくこととなっています。

今後とも、当協会が実施します社会貢献事業につきまして、ご理解とご支援をいただきますようお願い申し上げます。

〈別表1〉令和7年度 配付モデル事業における実施地区

●住警器等配付モデル事業実施地区(20地区)

都道府県	申請者	協議会・地区名
北海道	とかち広域消防局	鹿追町老人クラブ連合会
宮 城	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部	上地区自主防災組織本部
宮 城	大崎地域広域行政事務組合消防本部 鳴子消防署	大崎市消防団鳴子支団(大崎市鳴子温泉鬼首地区)
山 形	酒田地区広域行政組合消防本部	宿町連合会
福 島	須賀川地方広域消防本部	石川町

福 島	安達地方広域行政組合消防本部 北消防署	安達地方女性防火クラブ連絡協議会（二本松地区（本町、金色、松岡、若宮、亀谷、竹田、根崎、郭内））
群 馬	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部	藤岡市三波川地区（第76区、第77区）
山 梨	都留市消防本部	都留市立宝保育所幼年防火クラブ（大幡地区）
愛 知	知多中部広域事務組合消防本部	半田市向山区
愛 知	瀬戸市消防本部	瀬戸市全域
兵 庫	西宮市消防局	清瀬台自治会
奈 良	生駒市消防本部	元町1丁目、元町2丁目、本町自治会
広 島	大竹市消防本部	松ヶ原自治会（松ヶ原町）
山 口	周南市消防本部	戸田地区及び湯野地区自治会連合会（戸田地区及び湯野地区）
山 口	岩国地区消防組合消防本部	岩国地区自治会連合会
愛 媛	伊予消防等事務組合消防本部	伊予地区住宅用火災警報器設置・維持管理対策連絡会（伊予市大平地区）
福 岡	宗像地区消防本部	岬地区コミュニティ運営協議会（岬地区）
熊 本	菊池広域連合消防本部	河原地区自主防災会（河原地区）
大 分	津久見市消防本部	四浦地区自治会
沖 縄	沖縄市消防本部	センター自治会

●住警器（100個）配付モデル事業実施地区（1地区）

都道府県	申請者	協議会・地区名
青 森	下北地域広域行政事務組合消防本部	小川町町内会（小川町一丁目、二丁目、松山町の一部）

〈別表2〉令和7年度 配付モデル事業における実施消防本部

●消火栓配付モデル事業実施消防本部（5本部）

都道府県	申請者
北 海 道	釧路市消防本部
静 岡	志太広域事務組合志太消防本部
富 山	富山市消防局
石 川	小松市消防本部
香 川	坂出市消防本部



令和7年度 消防用設備等講演会 (オンデマンド配信)

主催：一般財団法人日本消防設備安全センター／後援：全国消防長会

消防用設備等に関する新しい知識・技術等についての理解と消防用設備等の適正な設置に対する認識を深めていただくことを目的として、総務省消防庁、関係団体等のご協力のもと、毎年、消防用設備等に関する動画を配信しています。

■講演内容

題 目	講演者
1 挨拶	日本消防設備安全センター 理事長
2 「安全センターの最近の動き」	日本消防設備安全センター 専務理事
3 「最近の予防行政の動向」	総務省消防庁予防課
4 「泡消火設備について」	日本消火装置工業会
5 「特殊消防用設備等及び消防設備システム評価事例」	日本消防設備安全センター

■配信・聴講の詳細

配信期間	令和7年10月6日(月)～令和8年6月30日(火)
募集対象	消防用設備等の設計者・施工者・点検者、消防職員等
配信場所	日本消防設備安全センターホームページ 違反是正支援センター 消防用設備等講演会ページ内 ☞ https://www.fesc.or.jp/ihanzesei/symposium/
聴講方法	・聴講を希望される方は、ホームページから登録をしてください。 ・配信及び聴講要領については、登録者に対し個別にメールにて送付いたします。 ・登録者については、配信期間中いつでも聴講可能です。
聴講費	無料



【違反是正支援センターからのお願い】

聴講後、アンケートへの回答をお願いします。

頂いたご意見は、今後の動画配信事業等の違反是正支援センターが実施する各種事業に反映させていきたいと考えております。ぜひ率直なご意見をお寄せください。

例) ○○に関する講義を聴講したい、○○に関するリーフレットが欲しい等

「ハロン消火剤と予防行政に関する研修会 2025」開催のご案内

特定非営利活動法人消防環境ネットワーク

2014年度に「改正155号通知に関する研修会」を行って以来、その後も東京・大阪・福岡等を会場に「ハロン消火剤と予防行政に関する研修会」を開催してまいりました。この研修会は「国家ハロンマネジメント戦略」に基づきハロン消火剤の回収・リサイクルの推進を図る必要があることから開催し、毎回高評を得てきたところです。

今年度は「ハロン消火剤と予防行政に関する研修会 2025」を、オンライン形式によって実施します。

Ⅰ 講演内容

オンライン研修は、研修用に収録したものを視聴いただく方式です。

講演時間は、それぞれ30分から60分程度です。

演題(予定)	講 師
「《特別講演》地球環境と海の生物Ⅱ」	さかなクン(東京海洋大学名誉博士・客員教授)
「ハロン消火剤を取り巻く環境について」	消防庁予防課担当職員
「消防用設備等に関する最近の動向について」	
「違反是正の推進等について」	
「住宅防火対策の推進等について」	
「消防環境ネットワーク その役割と活動」	消防環境ネットワーク事務局

配信場所	消防環境ネットワークホームページ内の特設サイト
配信期間	2026年1月26日(月)正午から2026年3月13日(金)正午まで

※2023年度までは、東京・大阪等で対面による「会場研修」を開催してまいりましたが、2024年度からは働き方改革（職員の業務負担軽減）等の理由により「オンライン研修」のみとなっています。

Ⅱ 参加費用

参加は、無料です。

Ⅲ 申し込み方法

消防環境ネットワークの [ホームページ](#) からお申し込みを行ってください。

申し込みの期間は、2025年10月20日(月)正午から11月21日(金)正午までです。

Ⅳ 問い合わせ先

特定非営利活動法人消防環境ネットワーク事務局

電話 03-5404-2180 E-mail info@sknetwork.or.jp

何ができるの？

消防法により、多数の人が出入りする大規模な防火対象物の管理権原者には、自衛消防組織の設置が義務付けられ、火災や地震等の際、初期消火・在館者の避難誘導など災害による被害の軽減を図ることとされています。この自衛消防組織には、統括管理者を置かなければならないこととされ、統括管理者の資格は、自衛消防業務講習の課程を修了すること等により取得できます。

なお、この自衛消防業務新規講習は、自衛消防組織の本部隊の各班長に対する教育としても行われています。



誰が受けられるの？

どなたでも受講することができます。

※詳しくは、ホームページの「講習の手引」をご覧ください。
(講習▶各種申請書▶講習の手引)

自衛消防業務講習を含め、次の講習の内容、実施予定などについては、一般財団法人日本消防設備安全センターのホームページをご覧ください。

<https://www.fesc.or.jp/>

消防設備点検資格者講習

防火対象物点検資格者講習

防災管理点検資格者講習

自衛消防業務講習

可搬消防ポンプ等整備資格者講習

各種講習実施予定

発行人 鈴木 康幸

発行所 一般財団法人日本消防設備安全センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館10階

TEL.03-5422-1491 FAX.03-5422-1583

問い合わせ先一覧 <https://www.fesc.or.jp/09/index2.html>

大阪支所

〒542-0081 大阪市中央区南船場3-11-18 郵政福祉心斎橋ビル10階

TEL.06-6244-2433 FAX.06-6244-2435

名古屋事務所

〒460-0008 名古屋市中区栄1-23-13 伏見ライフプラザ14階

TEL.052-218-5075 FAX.052-223-0129